

# 鳥取県個人情報保護条例の趣旨、解釈及び運用

(第1条)

## 第1章 総則

### 第1条 (目的) 関係

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

#### 第1 趣旨

本条は、鳥取県個人情報保護条例の目的を明らかにしたものである。

#### 第2 解釈及び運用

- 1 条例の各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならないものである。
- 2 「個人の尊厳と基本的人権の保障」は、人類普遍の原理であり、日本国憲法にも規定されている。本県はさらに人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）を制定し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを推進している。ところが、近年の情報化社会においては、個人情報の取扱いに対する不安が高まっている。このような状況の中で、人権に配慮した個人情報の適正な取扱いが必要であることが、この条例の背景にあることを示したものである。
- 3 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める」とは、条例の目的を達成する手段として、個人情報の保護について必要な措置を定めることをいう。具体的には、県の実施機関が取り扱う個人情報については、収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理並びに自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を、事業者が取り扱う個人情報の保護については、知事の事業者に対する指導及び助言並びに事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の作成及び公表等を定めている。
- 4 「県の管理する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし」とは、何人も、県の実施機関が管理する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときにその訂正を請求する権利及び県の実施機関が条例に反して不適法に個人情報を取り扱っていると認めるときにその利用停止、消去及び提供の停止を求める権利を有することを定めたものである。
- 5 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般を指す。  
なお、個人の権利利益にはきわめて多種多様な権利利益が含まれる。  
具体的には、次のものが考えられる。
  - (1) 個人の秘密が公開されないこと。
  - (2) 自己の情報を知ること。
  - (3) 誤った情報、不完全な情報等により、自己に関して誤った判断がなされないこと。

(第2条)

### 第2条 (定義) 関係

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。
- (2) 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行

政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書等 次に掲げるものをいう。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。
  - ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの
  - イ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で当該実施機関の職員が組織的に用いるものを記録する磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であって、当該実施機関が保有しているもの
- (5) 個人情報取扱事務 実施機関が個人情報を収集し、実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供し、及び管理する事務（実施機関以外の者に委託して行うものを含む。）であって、当該個人情報を公文書等に記録するものをいう。
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

## 第1 趣旨

本条は、条例の基本的な用語である「個人情報」、「実施機関」、「事業者」、「公文書等」、「個人情報取扱事務」、「本人」について定義したものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1号関係

(1) 本号は、条例の対象となる個人情報の範囲を定めたものである。

(2) 本号の用語の定義は以下のとおりである。

ア 「個人」とは、県民に限らず、広く外国人も含めたすべての者をいう。

イ 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人情報をいう。

なお、個人情報には、個人が営む事業に関する情報（以下「個人事業主情報」という。）も含まれる。その理由は、個人情報と個人事業主情報とは明確に区分しにくいためである。

また、死者の情報は、個人情報に含まれる。その理由は、死者の情報であっても、適正に管理する必要があることと、実務上、すべての個人情報について、生存する者の情報であるかどうか確認することが困難なためである。

ウ 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のある情報（氏名・住所等）だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別され得ないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報も含む。

なお、個人情報の定義を、いわゆるプライバシー（通常他人に知られたくない情報）に限定せず、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とした理由は、プライバシーが各個人により異なる主観的なものであり、その範囲が明確でないためである。

エ 「法人」とは、営利法人、公益法人（社会福祉法人、学校法人、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づく法人等）をいい、「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団等をいう。

オ 本号ただし書は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の機関は、当該法人等それ自体に代わって当該法人等の行為を行う機関であり、これに関する情報は、当該法人等の情報の一部と考えるべきものであるため、条例を適用しないこととしたものである。ただし、条例は特定個人情報に関し特別の規定を置いているため、法人等の機関の情報であっても、特定個人情報については条例を適用することとしている。

カ 「機関」とは、法人その他の団体において、その業務の執行、監査等の職権を有する者をいい、民法第34条の法人における理事及び監事、株式会社等における取締役、監査役及び商法（明治32年法律第48号）第38条の支配人並びに団体における代表者、管理人等が該当する。

キ 「機関としての情報」とは、具体的には、県に提出する許可、認可等の申請書、届出書、報告書等に法人等の機関として記録されている役員の氏名、役職名等が該当する。

したがって、従業員や出資者の一覧表のように法人等の機関として作成された情報でないものは、機関としての情報には含まれない。

## 2 第2号関係

- (1) 本号は、条例を実施する県の機関を定めたものである。
- (2) 「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関のうち、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した独立行政法人をいう。
- (3) 企業局においては、企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法上の権限は知事が行っているため、本号中の「知事」には、執行機関としての知事のほか、企業局の企業管理者の権限を行う知事も含む。
- (4) 地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会等は、県とは別の法人であるので、実施機関には含まれない。

## 3 第3号関係

- (1) 本号は、この条例により、個人情報の保護についての責務を負うこととなり、また、知事の指導及び助言の対象となる事業者の範囲を定めたものである。県内に事業所を有するのみならず、県内で活動するすべてのものが含まれる。
- (2) 本号の用語の定義は以下のとおりである。
  - ア 「法人その他の団体」とは、第2条第1号における解釈と同じである。
  - イ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等の事業を営む個人をいう。

## 4 第4号関係

- (1) 本号は、個人情報の記録媒体としての公文書等の範囲を定めたものである。
- (2) 本号の用語の定義は以下のとおりである。
  - ア 「専ら文書を作成し」とは、ワードプロセッサによる場合（パーソナルコンピュータにおいてワードプロセッサとして使用している場合を含む。）をいう。
  - イ 「文書、図画若しくは写真の内容を記録する」とは、文書、図画又は写真の内容を画像情報として管理する場合をいう。
- (3) 「規則で定める処理」とは、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号。以下「施行規則」という。）第2条で定めた処理をいう。
  - ア 施行規則第2条第1号の「専ら文書又は図画の内容を伝達するための処理」とは、電子メールをいう。
  - イ 施行規則第2条第2号の「専ら印刷物を製作するための処理」とは、文書、図形、画像等の各種の情報をページ単位で組版又はレイアウトするものである。
- (4) 本号ア、イに共通する次の用語の定義は以下のとおりである。
  - ア 「実施機関の職員」とは、第2条第2号の実施機関の職務上の指揮監督に服するすべての職員をいう。

具体的には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条の一般職及び特別職をいう。

また、県が設立した独立行政法人については、そのすべての役員及び職員を指すものである。
  - イ 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。

なお、職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含む。
  - ウ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものをいう。したがって、職員が職務に関連して作成したメモ類は、当該職員が記憶しておくべき事項等について私的に記録したものであって、その内容について公的な判断がされたものではなく、文書管理規程等に基づく公的管理もされていないので、公文書等にはならない。

なお、具体的には、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「公開条例」という。）第2条第2項の解釈及び運用を参考にすること。

### (5) 本号ア関係

本号アは、個人情報の記録媒体としての文書等の範囲を定めたものである。

### (6) 本号イ関係

ア 本号イは、個人情報の記録媒体としての磁気記録媒体等の範囲を定めたものである。

イ 「これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録媒体をいう。

具体的には、フロッピーディスク、光ディスク、録音テープ等をいう。

#### 5 第5号関係

(1) 本号は、個人情報取扱事務の定義を定めたものである。

(2) 本号の用語の定義は、以下のとおりである。

ア 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外の者から個人情報を取得する行為をいう。具体的には、第7条の「収集」を参考のこと。

イ 「利用」とは、実施機関が管理している個人情報を当該実施機関内部で使用する行為をいう。具体的には、第8条の「利用」を参考のこと。

ウ 「提供」とは、実施機関が管理している個人情報を当該実施機関以外の者に提供する行為をいう。具体的には、第8条の「提供」を参考のこと。

エ 「管理」とは、実施機関がそれぞれ定めている文書管理規程等の規定するところにより、現に公的に管理しているものをいう。

したがって、文書管理規程等に基づき廃棄の手続が行われたものは含まない。

オ 「委託」とは、実施機関が個人情報取扱業務の全部又は一部について外部に依頼する行為をいう。具体的には、第11条の「委託」を参考のこと。

カ 「公文書等に記録する」とは、本号前段の個人情報を取り扱う事務の中でも、前号で定義した公文書等を作成する際に、実施機関の職員が個人情報を記録していくような能動的行為のほか、取得したものを供覧していく場合のような受動的行為を含む。

#### 6 第6号関係

(1) 本号は、条例の権利利益の主体となる「本人」の範囲を定めたものである。

(2) 「個人情報から識別され、又は識別され得る個人」とは、氏名、生年月日その他の記述や個人別に付された番号、記号その他の符号などの個人情報から特定個人と同一であると認定できる者をいう。

(第3条)

### 第3条（実施機関の責務）関係

第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性に対する県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、個人情報の保護について実施機関の一般的責務を定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

1 「それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図る」とは、第2章に定める「実施機関が取り扱う個人情報の保護」を遵守するために必要なすべての施策を通じて各実施機関が個人情報の保護を図ることをいう。

2 「県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。」とは、各実施機関は、それぞれが所管する事務事業を通じて県民及び事業者に対し、個人情報の保護に対する意識啓発に努める責務があることをいう。

(第4条)

### 第4条（事業者の責務）関係

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、個人情報の保護を図るため、事業者の一般的責務を明らかにしたものである。

#### 第2 解釈及び運用

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」としたのは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、事業者が個人情報の保護の重要性を認識することが大切であるという趣旨である。
- 2 「適正な取扱いに努める」とは、事業者が、個人情報の収集、管理、利用、提供等を行うことにより個人の権利利益を侵害することのないよう、自主的に保護措置を講ずる責務を有していることを明らかにしたものである。
- 3 「県の施策に協力しなければならない。」とは、個人情報の保護の重要性を認識し、県が講ずる施策に事業者が協力すべきことを示したものである。  
 具体的には、第32条第2項、第33条第1項及び第34条第1項の規定により、知事から事業者に対し、個別の事案に係る具体的な助言及び指導等が行われた場合にこれに応じることのほか、事業者全般に一般的な形で助言及び指導が行われた場合に、その業種業態に応じ適切な措置を講ずることなど、個人情報の保護に関する県の施策に協力すべき責務のあることを定めたものである。  
 なお、県の施策に協力すべき責務を明示したのは、実効性のある個人情報の保護を図るためには、行政と事業者とが協力して対策を講ずることが必要であるからである。

(第5条)

## 第5条（県民の責務）関係

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、個人情報の保護を図るため、県民の一般的責務を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」としたのは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、県民一人一人が個人情報の保護の重要性を認識することが大切であるという趣旨である。
- 2 「他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにする」とは、県民は、自己の権利利益が侵害される被害者となるばかりでなく、個人情報の取扱いによっては、他人の権利利益を侵害する場合もあることを認識して、他人の個人情報の適正な取扱いに努めることをいう。
- 3 「自己の個人情報の保護に努めなければならない」とは、県民が、自己の個人情報の不用意な取扱いによって権利利益の侵害の危険を自ら招くことのないよう、自己の個人情報の適正な管理に努めることをいう。

(第6条)

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

## 第6条（個人情報取扱事務の登録）関係

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
  - (5) 取り扱う個人情報の項目
  - (6) 個人情報の収集先
  - (7) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由によりあらかじめ個人情報取扱事務を登録することができないときは、当該理由がなくなった後、速やかに、当該個人情報取扱事務を登録しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
    - (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する

国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(3) 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務

(4) 前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号、第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

5 実施機関は、第1項又は第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

6 実施機関は、規則で定めるところにより、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、実施機関は、個人情報取扱事務について、県民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認できるようにし、また、自己の個人情報の開示請求等に資するため、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

また、実施機関においても、実施機関が管理する個人情報の取扱実態を明らかにすることにより、その収集の必要性や収集範囲等を再確認することができる。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関は個人情報取扱事務を開始するときは、登録簿へ登録しなければならないこと及びその登録時期を定めたものである。

(2) 登録簿には、個別の個人情報が登録されるのではなく、個人情報の項目を類型化した各号の項目が登録される。

(3) 「個人情報取扱事務」の定義は、第2条第5号を参考のこと。

(4) 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前に登録することをいうが、条例施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、附則により、条例の施行日（平成11年10月1日）をもって登録することとされている。

(5) 第8号関係

「その他規則で定める事項」とは、施行規則第3条第2項に定める事項をいう。

### 2 第2項関係

(1) 本項は、前項の規定により、個人情報取扱事務の登録簿への登録は事前に行わなければならないが、例外として「やむを得ない理由」がある場合に限り、事後に行うことを定めたものである。

(2) 「やむを得ない理由」とは、第7条第4項第4号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」のような場合をいい、単なる行政上の都合による理由の場合は含まない。

### 3 第3項関係

(1) 本項は、個人情報取扱事務の登録制度の趣旨を考慮し、一般の閲覧に供する必要性に乏しいことから、登録簿への登録を免除することを定めたものである。

なお、本項により登録簿への登録を免除された個人情報取扱事務であっても、第2章第1節に規定された収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理及び委託に伴う措置等の適用を受ける。

(2) 第1号関係

ア 本号は、使用者と被使用者との関係に基づく内部管理情報を取り扱う事務であり、登録して一般の閲覧に供する必要性に乏しいことから登録簿への登録を免除

したものである。

イ 「公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するもの」とは、次のものが該当する。

(ア) 人事に関する事務（試験、資格、任免、分限等）

(イ) 給与に関する事務（給料、扶養手当、調整手当等）

(ウ) 福利厚生に関する事務（健康管理、職員住宅等の貸与等）

(エ) 災害補償、研修、表彰等の事務

(オ) (ア) から (エ) の事務の一環として職員の被扶養者等に関する個人情報を取り扱う事務

(カ) その他職務の遂行に関する事務（立入検査証、旅行命令簿、職務に係る研修名簿等）

(3) 第2号関係

ア 本号は、既に一般に知り得る状態にある個人情報を取り扱う事務であり、登録して一般の閲覧に供する必要性に乏しいことから登録簿への登録を免除したものである。

イ 「一般に入手し得る刊行物等」とは、市販されている書籍等の購入等のように、既に一般に知り得る状態にあるものをいう。

(4) 第3号関係

ア 本号は、犯罪の捜査に係る個人情報取扱事務は、その事務の性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する事務の存在やその内容が関係者以外に知られることにより、捜査の手法が類推されるなど犯罪の捜査に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、登録の対象から除外したものである。

イ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいい、被疑者の逮捕も含まれる。

ウ 「犯罪」とは、法律又は条例によって刑罰を科すこととされた行為の総称であり、殺人・窃盗のような刑事犯（自然犯）だけでなく、道路交通法違反のような行政犯（法定犯）も含まれる。

(5) 第4号関係

ア 本号は、前3号に定めた事務以外に規則で定める事務について登録簿への登録を免除したものである。

イ 「鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務」とは、実施機関が鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を受けて規則で定めるものをいう。

なお、諮問に関する事務手続については、鳥取県個人情報保護審議会諮問要領（平成11年6月30日総第308号鳥取県総務部長通知。以下「諮問要領」という。）に基づいて行う。

ウ 規則で定める事務は、施行規則第3条第3項のとおりである。

4 第4項関係

(1) 本項は、公安委員会又は警察本部長が行う個人情報取扱事務のうち、前項第3号の規定による犯罪捜査に係る個人情報取扱事務以外の事務についても、どのような個人情報がどのように取り扱われているかを公表することにより、その事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、個人情報の項目の一部を登録簿に登録しないこと、又は当該事務を登録簿に登録しないことができることとしたものである。

(2) 「当該個人情報取扱事務…の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、判断を行う実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

5 第5項関係

(1) 本項は、登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、登録簿の登録を抹消しなければならないことを定めたものである。

(2) 「廃止」とは、個人情報取扱事務の目的が達成され、個人情報の収集、利用又は提供及び管理をやめたことをいう。

6 第6項関係

(1) 本項は、登録簿の閲覧方法について定めたものである。

(2) 「規則で定めるところにより」とは、施行規則第4条のとおりである。

(3) 「一般の閲覧に供し」とは、登録簿を実施機関の所定の窓口等に備え置き、利用者が自由に閲覧し得る状態にしておくことをいう。

7 登録簿への登録及び閲覧に関する事務手続については、鳥取県個人情報保護事務取扱要綱（平成11年9月29日付県民第2299号鳥取県総務部長通知。以下「取扱

要綱」という。)に基づいて行う。

(第7条)

## 第7条 (収集の制限) 関係

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（前条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。
- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。
- (1) 思想、信条及び信教に関する情報
  - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。
- (1) 法令（法律、法律に基づく命令、条例又はこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）をいう。以下同じ。）の規定に基づいて収集するとき。
  - (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意に基づいて収集するとき。
  - (2) 法令の規定に基づいて収集するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 犯罪の予防等を目的として収集するとき。
  - (6) 実施機関の事務への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の関与を排除し、又は予防すること（以下「暴力団排除等」という。）を目的として収集するとき。
  - (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該他の実施機関から収集することがやむを得ないと認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 5 実施機関は、第3項第3号又は前項第8号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を収集してはならない。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関が個人情報を収集する際の基準を定めたものであり、取り扱う個人情報の項目及び収集方法について、一定の制限を設けたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関は、個人情報を収集する前に個人情報取扱事務の目的を明らかにし、その目的の達成のために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならないことを定めたものである。
- (2) 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外の者から個人情報を取得する行為をいい、その入手形態・方法を問わない。  
したがって、個人情報を調査等により能動的に取得する場合のほか、法令の規定に基づく届出、申請、申告、申込等又は診療、相談等により受動的に取得する場合も含まれる。
- (3) 「目的…を達成するために必要な範囲」とは、当該個人情報取扱事務を執行する



上で、その目的を達成するために必要とされる個人情報範囲をいう。

具体的には、登録簿に登録された個人情報取扱事務の目的及び個人情報取扱事務の根拠となる法令、要綱等の趣旨、内容等から判断されるものである。

なお、当該個人情報取扱事務において、個人が識別される形で収集する必要がない場合には、個人が識別されない形で収集する方法を検討する必要がある。

- (4) 「適法」とは、個人情報を収集する手段が法令はもとより、要綱、要領等個人情報取扱事務における規範に違反していないことをいう。
- (5) 「公正」とは、個人情報を収集する手段が、法秩序一般の理念に適合しており、社会通念に照らして正当であると客観的に判断されることをいう。

## 2 第2項関係

- (1) 本項は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、審議会の意見を聴いて規則で定める情報（以下「取扱制限情報」という。）については、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいことから、通常の行政の事務では収集すべき情報ではないとし、収集自体を禁止することを定めたものである。

### (2) 第1号関係

ア 「思想」及び「信条」に関する個人情報とは、政治的信条など個人の信念や人格形成の核心をなす人生観、世界観、倫理観が表れた情報をいう。ただし、性格、趣味、し好等は該当しない。

なお、図書館等で利用者毎にある一定期間の貸出状況表を作成することは、その目的が利用者の本の返却年月日のみを確認するためのものであれば、本号に該当しないが、それ以外の目的のために作成する場合は、利用者の思想・信条を把握するおそれがあり、本号に該当することになる。

イ 「信教に関する個人情報」とは、超自然的、超人間の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する信条と行為に関する情報であり、信仰する宗教、宗派、宗教上の儀式や行為等に関する情報が該当する。

### (3) 第2号関係

「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報」とは、施行規則第5条のとおりである。

なお、その内容は次のとおりである。

ア 人種及び民族に関する情報（国籍を除く。）

(ア) 「人種」とは、身体的、生物学的な特徴からの人の分類概念をいう。

(例：白色人種、黄色人種、黒色人種等の人の分類)

(イ) 「民族」とは、言語、居住する地理的範囲、経済生活と文化、仲間意識を共通に持ち、歴史的に形成された人の集団をいう。

(例：ラテン民族等のような人の集団)

(ウ) 国籍については、それを取り扱うことが直ちに不当な差別に利用されるおそれがないことから取扱制限情報から除いたものである。

イ 病歴、障がいの状況及びこれらに類する心身の状況に関する情報

心身の状況を認識するための基本的な情報をいう。

ウ 犯罪歴に関する情報

「犯罪歴」とは、刑法第9条に定められた刑を処せられた事実及び刑法総則及び刑事訴訟法に定められた手続を取られた事実をいう。

エ 同和地区出身であることに関する情報

同和地区の出身である事実の有無等に関する情報をいう。

- (4) 「鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて」とは、審議会に諮問し、その答申を得てという意味である。

なお、諮問に関する事務手続については、諮問要領に基づいて行う。

## 3 第3項関係

- (1) 本項は、公益性の観点から、前項により収集が禁止された取扱制限情報を例外として収集することができる場合を定めたものである。

なお、取扱制限情報の特殊性から、各号に該当して収集する場合以外については、仮に本人から収集する場合であっても、実施機関は収集してはならない。

### (2) 第1号関係

ア 本号は、取扱制限情報を法令の規定により収集する場合は、当該法令の目的を達成するため、取扱制限情報を収集することができることとしたものである。

イ 「法令」とは、取扱いの義務若しくは権限がある場合だけでなく、事務の目的上収集することを法令が予定している場合を含む。

なお、本号により収集することができる範囲は、法令の規定の趣旨により認められる範囲に限られる。

ウ 参考法令（例示）

（ア）取扱いの義務がある場合

- a 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条（公職の候補者の立候補の届出の文書に記載される所属する政党その他の政治団体の名称）
- b 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条（医師の知事への届出義務）

（イ）取扱いの権限がある場合

- a 生活保護法（昭和25年法律第144号）第28条（福祉事務所が行う要保護者の要件審査に係る調査）

（ウ）事務の目的上収集することを法令等が予定している場合

- a 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（職員採用の際の欠格条項）
- b 医師法（昭和23年法律第201号）第1条（県立病院等が行う医療及び保健指導）
- c 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第32条（取扱制限情報を含む個人情報の開示請求に関して同法の規定により審査請求があった場合に、審査庁が審査請求人等から提出される取扱制限情報を含む証拠書類等を取り扱う場合）

（3）第2号関係

ア 本号は、主に公安委員会及び警察本部長の警察活動における例外を定めたものである。警察活動においては、公共安全と秩序の維持を図るため、多くの個人情報を収集することを業務の主たる内容としており、取扱制限情報の収集を認めなければ、警察業務の遂行上著しい支障が生じ、ひいては県民生活に多大な不利益が生ずるおそれもあることから、例外として定めたものである。

イ 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいい、個別の犯罪を予防するもの（例えば、パトロール、保護対象者の警戒など）と将来の犯罪の発生を一般的に予防するもの（例えば、防犯指導など）がある。

ウ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防ぎ、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

エ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起及びその遂行のため、犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

オ 「被疑者の逮捕」は、「犯罪の捜査」に当然含まれるが、重要なものであるの

で特に明文で定めたものである。

カ 「交通の取締」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などをいう。

キ 「その他公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕又は交通の取締のほか、法令等が遵守され、社会生活が平穏に営まれている状態を維持するために必要な活動をいう。

（4）第3号関係

ア 本号は、前2号に該当しない場合であっても、取扱制限情報が必要不可欠な場合には、審議会の意見を聴くことを要件として、取扱制限情報を収集することができることとしたものである。

イ 「当該個人情報が必要不可欠である」とは、取扱制限情報の取扱いを当該個人情報取扱事務の性質上想定しており、取扱制限情報を収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生ずる場合をいう。

4 第4項関係

（1）本項は、個人情報の収集は本人から行わなければならないこと並びに本人の予見可能性及び公益性の観点から、例外として本人以外のものから個人情報を収集できる場合を定めたものである。

（2）「本人から収集し」とは、本人から個人情報を直接収集する場合のほか、申請書、申告書等を本人の使者を介して受け取る場合及び本人から提出された書類が市町村、本人の所属する団体等を経由して進達される場合等のように実質的に本人から個人情報を収集したものと解される場合も含まれる。

また、本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など本人がそこに記録された個人情報の内容を承知していない場合も本項に該当する。

（3）第1号関係

ア 本号は、実施機関が本人の同意に基づいて、本人以外のものから個人情報を収

集する場合は、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられるため、本人以外のものから収集することができることとしたものである。

イ 「本人の同意」とは、本人以外のものから個人情報を収集することについて、本人の文書又は口頭による同意がある場合をいい、要綱や案内等で本人以外のものから収集することが明示されている場合等、客観的に判断して本人の同意があると認められる場合も含まれる。

ウ 意思能力がない幼児又は成年被後見人の個人情報を法定代理人である親権者又は後見人の同意を得て収集した場合は、本人の同意のもとに個人情報を収集したものとみなす。

#### (4) 第2号関係

ア 本号は、実施機関が法令の規定により本人以外のものから個人情報を収集する場合は、当該法令の目的を達成する必要があるため、本人以外のものから収集することができることとしたものである。

イ 「法令」とは、本人以外のものに対して実施機関への個人情報の提供を義務づけている場合だけでなく、法令の趣旨、目的により、本人以外のものから個人情報を収集できる根拠と解される場合を含む。

なお、本号により収集することができる範囲は、法令の規定の趣旨により認められる範囲に限られる。

ウ 参考法令（例示）

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の59（知事の閲覧請求に対し政府が法人税等の課税標準額等を閲覧記録させる場合）

(イ) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第22条第1項（医師が結核患者を保健所長に届け出る場合）

(ウ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条（福祉事務所長が要保護者等について官公署に調査を嘱託し、又は銀行等に報告を求める場合）

#### (5) 第3号関係

ア 本号は、出版、報道等により公にされているものから個人情報を収集する場合は、既に不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあるため、本人以外のものから収集することができることとしたものである。

イ 「出版、報道等」とは、新聞、書籍等の発行等、テレビ、ラジオ等で知らせることのほか、公開の会議、講演会、説明会等における発表、説明等や登記簿謄本のように法令等により何人にも閲覧できる制度も含まれる。ただし、同窓会名簿等、特定の者のみに頒布する目的で作成されたものは何らかの理由で販売されていても、本号には該当しない。

ウ 「公にされている」とは、不特定多数の者が知り得る状態にある場合をいう。

エ 本号により収集が認められる個人情報であっても、その内容の真偽は確認できないので、実施機関としては、その利用又は提供に当たって注意する必要がある。なお、収集する目的によっては、本人から収集すべきである。

#### (6) 第4号関係

ア 本号は、実施機関が本人以外のものから個人情報を収集しなければ個人の生命、身体又は財産を守る目的を達成できないため、本人以外のものから収集することができることとしたものである。

イ 「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪等から個人の生命、身体又は財産を守るために、本人から個人情報を収集する時間的余裕がない場合をいう。

なお、「緊急かつやむを得ない」の解釈は、厳格にすることが必要であり、単なる行政上の都合による理由の場合は含まれない。

ウ 本号の場合には、緊急事由が止んだ後、第6条第2項により、当該個人情報取扱事務を登録しなければならない。

#### (7) 第5号関係

ア 本号は、前項第2号と同じく、主に公安委員会及び警察本部長の警察活動における例外を定めたものである。警察活動においては、公共の安全と秩序の維持を図るため、多くの個人情報を収集することを業務の主たる内容としており、例えば犯罪捜査のための情報収集活動においては、被疑者の逃走、証拠隠滅等を防止するため、本人に秘匿して行うことが必要不可欠であることから、例外として定めたものである。

イ 「犯罪の予防等」の意義は、前項第2号と同義である。

#### (8) 第6号関係

ア 本号は、実施機関の事務への暴力団又は暴力団員の関与を排除し、又は予防すること（以下、「暴力団排除等」という。）を目的とする場合には、本人以外のもの

のから個人情報収集することができることを定めたものである。

イ 実施機関の事務とは、「建設工事等の請負、物品等の売買、修理及び借入れ、役務の提供並びに業務の委託に係る契約、財産及び金銭の貸付けに係る契約、その他県が当事者となって行う契約」、「補助金等の交付」、「公の施設に係る指定管理者の指定」、「公の施設の利用許可及び公有財産の使用許可」、「その他申請、申込み等に対し県が行う相手方の利益になる可能性のある処分等の事務」等県が行う様々な事務をいう。

ウ 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいい、いわゆる指定暴力団に限らない。

エ 本号の具体的な例は次のとおりである。

なお、暴力団の排除等を目的とする場合には幅広く収集できることとするものであり、例にあげた行政事務の相手又は相手となる可能性がある者（以下、「行政事務対象者」という。）以外のものから収集する場合にも本人以外から収集できるものである。また、公安委員会及び警察本部長の警察活動においては、前号の規定によっても、本人以外から収集することができるものである。

(ア) 行政事務対象者及びその関係者が、「暴力団」、「暴力団員」若しくは「暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの」（以下「暴力団等」という。）に該当するのかどうかを警察本部に照会するために、行政事務対象者及びその関係者の個人情報を収集する場合。この場合、対象となる関係者は、行政事務対象者の役員（法人でない場合にはその経営に事実上参画する者）、非雇用者等のほか、下請け（製造、仕入れ、納入等を含む。）を受けた者、受託者又は代理人など幅広く含むものである。

(イ) 公の施設の利用許可を受けようとする者又は利用者（利用許可を受けた者又は利用者と一体と認められる者を含む。以下「公の施設の利用許可を受けようとする者等」という。）が暴力団等に該当するのかどうかを警察本部に照会するため、指定管理者から公の施設の利用許可を受けようとする者等の個人情報を収集する場合。

#### (9) 第7号関係

本号は、第8条第1項第4号により、個人情報の収集目的以外の目的のため他の実施機関に提供することが認められた個人情報を、提供を受ける実施機関が収集する場合は、同号により、提供する側において既に収集目的以外の目的のために提供すること及び提供先についての妥当性の判断がなされており、重複して判断する必要がないため、本人以外のものから収集することができることとしたものである。

#### (10) 第8号関係

ア 本号は、第1号から第6号までのいずれにも該当しない場合であっても、本人以外のものから収集することについて相当の理由があるときには、審議会の意見を聴くことを要件として本人以外のものから収集することができることとしたものである。

イ 「相当な理由がある」とは、本人以外のものから収集することを当該個人情報取扱事務の性質上想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる場合や、本人以外のものから収集することにより、住民負担の軽減、行政サービスの向上又は行政運営の効率化などが図られ、かつ、本人から同意を得るのが困難な場合をいう。

#### 5 第5項関係

(1) 本項は、収集の制限の例外として第3項第3号及び前項第8号による場合には、事前に審議会の意見を聴くことを定めたものである。

(2) 「鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければ」とは、審議会に諮問し、その答申を得なければならないという意味である。

なお、諮問に関する事務手続については、諮問要領に基づいて行う。

(3) 審議会の意見を聴くことにしたのは、「当該個人情報が必要不可欠である」又は「相当な理由がある」かどうかの判断は、実施機関の都合によるのではなく、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものである。このため、実施機関とは独立した審議会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、客観性を担保することとしたものである。

(4) 本項により、審議会に意見を聴いて認められた項目は、別表第1のとおりである。

#### 6 第6項関係

特定個人情報については、番号法第20条で準用する第19条の規定より収集できる場合が制限されるものであり、本項は、これを明確にしたものである。（番号法の解

## 第8条（利用及び提供の制限） 関係

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
  - （2）法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
  - （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - （4）実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合（犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。）であって、利用し、又は提供を受ける個人情報当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。
  - （5）犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。
  - （6）犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。
  - （7）前各号に掲げる場合のほか、提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第7号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 実施機関は、番号法第9条に該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）を利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 5 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 6 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合の方法により、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関が収集した個人情報を利用し又は提供する際の基準を定めたものであり、利用し又は提供する目的並びに提供する方法について一定の制限を設けたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- （1）本項は、収集したときの目的以外に個人情報が使用されると収集する際の配慮がなくなるおそれがあり、また、部分的な個人情報の使用により、情報の本人に対する誤った認識が形成されるおそれがある。このため、個人情報の収集目的以外に利用し又は提供してはならないこととし、例外的に本人の予見可能性及び公益性の観点から、個人情報の収集目的以外に利用し又は提供できる場合を定めたものである。

なお、例外的に認められる場合であっても、できる限り本人の同意を得ることが望ましい。

- (2) 収集目的以外であるか否かの判断に当たっては、個人情報収集するときの目的に照らして判断することになる。具体的には、第6条第1項により登録されている個人情報取扱事務については、登録簿の「個人情報取扱事務の目的」に照らして判断し、第6条第3項又は第4項により登録簿への登録を免除される個人情報取扱事務については、個人情報を収集するときの収集目的に照らして個別に判断することになる。
- (3) 「目的内」には、当該個人情報取扱事務を遂行する上で当然に付随する一連の事務を含む。  
具体的には、以下の例が考えられる。
- ア 本人からの申請を、県を経由して国等に進達する場合
  - イ 国等から補助金等の交付を受けるため、国等に申請する場合
  - ウ 事業又は事務の内容を公表し、周知する場合（附属機関の委員名、担当職員名等）
  - エ 事務の目的達成のため、団体等の経営分析をする必要がある場合
  - オ 県立公文書館に公文書を引き継ぐ場合
  - カ 予算編成のため資料として活用する場合
  - キ 支払事務に係る支出手続を行う場合
  - ク 個人情報取扱業務を外部に委託し、個人情報を提供する場合（例：金融機関に対し、公金の支払事務を行わせる場合等）
  - ケ 監査委員（事務局）の監査を受ける場合
- (4) 「利用」とは、実施機関が管理している個人情報を当該実施機関内部で使用する行為をいう。
- (5) 「提供」とは、実施機関が管理している個人情報を当該実施機関以外のものへ提供する行為をいう。したがって、国、市町村、民間団体等に提供する場合のほか、他の実施機関や実施機関以外の県の機関に提供する場合も含まれる。
- (6) 利用し又は提供するに当たっては、本条のほか、第10条の職員等の義務及び地方公務員法第34条の守秘義務に留意し、その範囲を検討する必要がある。
- (7) 本項ただし書各号に該当する場合であっても、収集した目的以外に利用し又は提供するに当たっては、当該個人の権利利益を不当に侵害することにならないよう配慮する必要がある。特に第7条第2項により取扱制限情報は収集自体を禁止している趣旨から、取扱制限情報を利用し又は提供するに当たっては特に配慮する必要がある。
- なお、「不当に侵害する」とは、個人の権利利益の侵害の程度が、利用し又は提供する個人情報の内容及び個人情報を利用し又は提供を受ける事務の目的等に照らして、妥当性を欠くことをいう。
- (8) 第1号関係
- ア 本号は、個人情報を収集目的以外の目的に利用し又は提供する場合において、実施機関が本人の同意を得て行うときは、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられ、また、本人に提供するときも同様と考えられるので、収集目的以外に利用し又は提供することができることとしたものである。
  - イ 「本人の同意」とは、自己の個人情報が収集目的以外に利用し又は提供されることについての本人の文書又は口頭による同意のほか、事務の流れその他の事情から本人の同意の意思が客観的に推定される場合も含む。  
したがって、要領や案内等にあらかじめ、収集目的以外の目的のための使用目的、提供先等が記載されている場合には、本人の反対の意思表示がない限り本号に該当するものとして取り扱う。  
また、本人が使用目的、提供先等を限定した上で同意した場合は、利用し又は提供する範囲はその同意の範囲内に限られる。
  - ウ 「本人に提供するとき」とは、本人の意思にかかわらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合を含むものである。
- (9) 第2号関係
- ア 本号は、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し又は提供する場合において、法令の規定により行うときは、当該法令の目的を達成するため、収集目的以外に利用し又は提供することができることとしたものである。
  - イ 「法令」とは、法令の規定又は解釈により、個人情報の収集目的以外に利用し又は提供することが義務付けられている場合だけでなく、「照会することができる」、「報告を求めることができる」など提供する側に裁量の余地があるものを含むが、この場合には個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断する必要がある。
- なお、本号に該当する場合であっても、できる限り、個人が識別されない形で

の提供を行う必要がある。

ウ 参考法令（例示）

（ア）民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条（裁判所の文書の提出命令に従い、公文書等を提出する場合）

（イ）会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条（会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合）

（ウ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項（議会から記録の提出要求に従い、公文書等を提出する場合）

（エ）公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条（公営住宅の事業主体の長から入居者の収入状況について閲覧又は記録の請求があった場合）

（オ）総務省設置法（平成11年法律第91号）第6条（総務大臣がその所掌事務に関し必要な資料の提出を求めてきた場合）

（カ）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項（犯罪捜査のための必要事項の照会）

（キ）弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2（受任している事件について、弁護士の職務を行うための必要な事項の照会があった場合）

（10）第3号関係

ア 本号は、実施機関が個人情報を利用し又は提供しなければ個人の生命、身体又は財産を守る目的を達成できないため、収集目的以外に利用し又は提供することができることとしたものである。

イ 「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、第7条第4項第4号の解釈と同様である。

（11）第4号関係

本号は、各実施機関の遂行する事務は公共性の高いものであり、かつ、実施機関が所掌事務を遂行するため個人情報を取り扱うに当たっては、条例に従い、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うことになるため、事務の執行に必要な不可欠であると認められるときは、収集目的以外に利用し又は提供することができることとしたものである。

（12）第5号関係

ア 本号は、犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的とする場合の例外を定めたものである。

イ 犯罪の予防等を目的とする場合については、主に公安委員会及び警察本部長の警察活動における例外を定めたものである。

警察活動においては、公共の安全と秩序の維持を図るため、個人情報を利用又は提供することが多く、例えば、他の業務において収集した情報を犯罪捜査の目的で利用したり、保有する個人情報を警察庁や他の都道府県警察などの公的機関に提供して関連情報を収集するといった形での個人情報の提供が行われている。

このような目的外の利用や提供を認めなければ、犯罪捜査等に著しい支障が生じ県民生活にも多大な不利益が生ずることから、例外として認めたものである。

なお、「犯罪の予防等」の意義は、前条第3項第2号で述べたことと同義である。

ウ 一方、暴力団排除等を目的とする場合は、すべての実施機関における例外を定めたものである。

暴力団排除等のためには、暴力団等に該当するかどうかの確認のため、警察本部へ個人情報を提供することが必要となる。また、他の業務において収集した情報を暴力団等に該当するかどうかの確認の目的で利用したり、保有する個人情報を他の公的機関に提供することが必要となることから例外として定めたものである。

エ 「当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し」とは、目的外の利用又は提供が許されるといっても、犯罪の予防等又は暴力団排除等の目的を達成するために必要な範囲を超える利用又は提供をしてはならないことを定めたものである。

オ 「当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき」とは、目的外の利用又は提供の必要性・正当性について、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることをいう。相当な理由があるかどうかは、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することになるが、例外的に利用目的以外の利用が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

（13）第6号関係

ア 本号は、犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的とする場合には、公的な機関以外のものに対しても、例外的に目的外の提供を認めることを定めたものである。ただし、公的な機関の職員と異なり守秘義務のない民間人に個人情報を提供する

ことは慎重でなければならぬため、提供に「特別な理由」を要することとし、前号よりも厳しい要件を課している。

イ 犯罪の予防等については、例えば、犯罪捜査においては、民間団体や民間人に対しても、警察が他の業務において収集した個人情報を提供して関連情報を収集するといった形で捜査が行われることがあり、このような目的外の提供を認めなければ、犯罪捜査等に著しい支障が生じ県民生活にも多大な不利益が生ずるおそれがあるからである。

なお、「犯罪の予防等」の意義は、前条第3項第2号と同義である。

ウ 暴力団排除等とは、具体的には、行政事務対象者及びその関係者が暴力団等に該当する場合に、入札参加資格を付与しない、利用許可をしない、あるいは停止・取消し、契約解除等の措置を講ずるものである。

暴力団排除等の場合には、その関係者が暴力団等に該当するのかどうかの情報を提供することが必要となる場合もあることから、例外として定めたものである。

なお、上述のとおり公安委員会又は警察本部長においては、「犯罪の予防等」を目的とする場合に該当する。

エ 「当該目的に必要な限度で提供し」とは、目的外の提供が許されるといっても、犯罪の予防等又は暴力団排除等の目的を達成するために必要な範囲を超える提供をしてはならないことを定めたものである。

オ 「当該提供することに特別の理由があると認められるとき」とは、①公的な機関に提供する場合と同程度の公益性があり、②当該提供を行わなければ、犯罪の予防等又は暴力団排除等の目的を達成することが著しく困難であることが社会通念上認められることをいう。

具体的には以下の例が考えられる。

なお、一般的に相手に守秘義務がないことから、提供に当たり、この個人情報を他目的に利用しないよう要請すること。

(ア) 防犯活動を促進するために、必要最小限の個人情報を民間協力団体等に提供する場合

(イ) 被害者等の保護を図るため、必要最小限の被疑者の個人情報を被害者等に提供する場合

(ウ) 行政事務対象者としなないことについての説明責任を果たすために、その関係者が暴力団等に該当するのかどうかの情報を提供する場合

(エ) 公の施設の利用許可を受けようとする者等が暴力団等に該当するのかどうかの情報を当該公の施設の指定管理者に提供する場合

#### (14) 第7号関係

ア 本号は、第1号から第6号までのいずれにも該当しない場合であっても、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し又は提供することが公益上の必要その他相当な理由があると認められるときには、審議会の意見を聴くことを要件として、収集目的以外に利用し又は提供することができることとしたものである。

イ 「相当な理由がある」とは、提供先での使用目的の公益性及び実施機関が提供する必要性を考慮して判断する。

(ア) 「提供先での使用目的の公益性」とは、次のいずれかに該当すること。

a 提供先での使用目的に法的根拠があること。

b 提供先での使用目的に法的根拠はないが、情報の本人又は県民の利益につながること。

(イ) 「実施機関が提供する必要性」とは、提供することにより情報の本人の権利利益を不当に侵害しない場合で、次のいずれかに該当すること。

a 実施機関のみが当該個人情報を管理していること。

b 実施機関以外の者も当該個人情報を管理しているが、情報の本人から同意を得ることが困難であり、また実施機関が提供しなければ提供先の事務事業が著しく困難になること。

## 2 第2項関係

(1) 本項は、利用及び提供の制限の例外として前項第8号による場合には、事前に審議会の意見を聴くことを定めたものである。

(2) 「鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない」とは、審議会に諮問し、その答申を得なければならないという意味である。

なお、諮問に関する事務手続については、諮問要領に基づいて行う。

(3) 審議会の意見を聴くことにしたのは、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し又は提供することが公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかの判断は、実施機関の都合によるのではなく、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものである。このため、実施機関とは独立した審議会の意見を聴き、



その意見を尊重して判断することにより、客観性を担保することとしたものである。  
(4) 本項により、審議会に意見を聴いて認められた各実施機関に共通の項目は、別表第1のとおりである。

### 3 第3項関係

本項は、特定個人情報の利用について定めたものである。

特定個人情報は、個人番号を含み強力な識別性を有するため、他の個人情報より厳しい利用制限を課すものであり、人の生命、身体財産の保護のため必要やむを得ない場合（解釈は第1項第3号と同様）に限り収集目的以外に利用できることとしたものである。ただし、番号法に規定する情報提供記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止している。

### 4 第4項関係

特定個人情報については、番号法第19条の規定により提供できる場合が制限されるものであり、本項は、これを明確にしたものである。

### 5 第5項関係

(1) 本項は、収集目的の範囲内であるかどうかを問わず、実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合は、提供する個人情報が当該実施機関の管理から離れることから、個人の権利利益を保護するため、提供先に対して必要な措置を講ずることを求めることができることを定めたものである。

(2) 本項により必要な措置を講ずるよう求めることができる場合は、提供する個人情報の内容、個人情報を提供する必要性、提供先における使用方法、保護措置等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められるときをいう。

なお、個人情報の提供に関する事務手続は、「鳥取県個人情報保護事務取扱要綱（平成11年9月29日総務部長通知。以下「取扱要綱」という。）」に基づいて行う。

### 6 第6項関係

(1) 本項は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報が提供される場合には、行政サービスの向上や行政運営の効率化に資するが、一方で、情報の使用が容易にできるため、個人情報保護のための措置が必要である。このため、オンライン結合により実施機関以外のものに対し個人情報を提供する際には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

(2) 「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、実施機関が管理する情報機器と相手方の情報機器を通信回線で結び、相手方が実施機関の管理する個人情報を必要に応じていつでも入手することが可能な状態にあるものに限られる。したがって、通信回線で結ばれていても、実施機関が特定の時期に一方的にデータを電送する場合は含まれない。

なお、「結合」には、専用回線だけでなくネットワークで結ばれた公衆回線を含み、インターネットのように実施機関が管理していないネットワークについても含まれる。

(3) 「必要な措置」とは、別表第2に該当する措置をいう。

また、事後検証ができるよう個人情報へのアクセス状況を記録する措置が必要である。

(第9条)

## 第9条（適正管理）関係

第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに消去（当該個人情報を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを廃棄する場合を含む。）しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関は、情報の処理形態の性質に応じた責任ある管理体制を確立し、個人情報の適正な管理を行わなければならないことを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 第1項関係
  - (1) 本項は、実施機関は、その管理する個人情報について、適正な管理の確保のための措置を講ずることを、実施機関の義務として定めたものである。
  - (2) 「必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等個人情報の適正な管理のために必要なすべての措置をいう。具体的には、次のものがある。
    - ア 個人情報の適正な管理のための管理規程の整備
    - イ 職員への意識啓発
    - ウ 施設及び設備の整備
    - エ 電子計算機処理に係るアクセス制限
  - (3) 電子計算機処理に係るデータの安全対策については、鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程（昭和58年11月鳥取県訓令第2号）に基づいて行う。
- 2 第2項関係
  - (1) 本項は、実施機関は、管理する個人情報について、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で正確かつ最新なものに保つよう努めなければならないことを定めたものである。
  - (2) 「個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内」とは、個人情報取扱事務を執行する上で、その目的を達成するために必要とされる範囲をいい、具体的には、個人情報取扱事務の目的及び個人情報取扱事務の根拠となる法令、要綱等の趣旨、内容等から判断されるものである。
  - (3) 「正確かつ最新の状態に保つ」とは、収集の時点で正確かつ最新の個人情報であることはもとより、利用し又は提供する時点でも正確かつ最新の個人情報であることをいう。

ただし、過去の一定の時点で収集した個人情報は、その時点における資料として利用し又は提供する場合にあっては、修正の必要はないものである。

なお、過去に収集した個人情報を利用し又は提供する場合については、実施機関は、その時点で当該個人情報が正確かつ最新なものであることを確認した上で行うよう努めるものとする。
  - (4) 正確性の確保のための措置としては次のものがある。
    - ア 記録、収集時の確認等
    - イ 誤り発見の際の訂正
    - ウ 記録の定期更新
    - エ 管理期間の設定
- 3 第3項関係
  - (1) 本項は、実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報について、確実かつ速やかに消去しなければならないことを定めたものである。「消去」には、当該個人情報を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを廃棄する場合を含むものである。
  - (2) 「管理する必要がなくなった」とは、個人情報取扱事務を執行する上で当該個人情報を管理する必要がなくなったことをいう。

具体的には、公文書に記録されている個人情報については当該公文書の保存期間が満了したこと、保存期間が定められていない物に記録されている個人情報については当該個人情報が当該個人情報取扱事務の用に供する必要がなくなったことをいう。
  - (3) 「確実に」とは、焼却、シュレッダーによる裁断、磁気記録媒体等の磁氣的消去等の個人情報が漏えいし、盗用されることのない確実な方法によることを意味する。

(第10条)

## 第10条（職員等の義務）関係

第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
--

### 第1 趣旨

本条は、実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を適正に取り扱う義務があることを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第4号における解釈と同じである。

したがって、本項により、地方公務員法第34条により、秘密を守る義務（以下「守秘

義務」という。)を課されている一般職以外に非常勤の調査員、嘱託員等の特別職も守秘義務が課されることになる。

- 2 「職務上知り得た個人情報」とは、職員が担当する職務の執行に関連して知り得た個人情報をいい、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得た個人情報も含まれる。
- 3 「みだりに」とは、個人情報を他人に知らせることが自己の権限や事務に属さない場合又はそのことが自己の権限や事務に属する場合でも正当な理由なく知らせるとき等をいう。
- 4 「不当な目的」とは、正当な事務の執行を逸脱し自己の利益のために個人情報を使用する場合及び他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合等をいう。
- 5 地方公務員法第34条第1項の守秘義務の規定は、職員が職務上知り得た秘密を対象としているのに対し、本条では、個人情報であれば秘密に該当しないものも対象となる。
- 6 職員が本条の規定に違反した場合は、結果として地方公務員法第32条の法令等に従う義務に違反したことになり、同法第29条の懲戒処分の対象となり得る。

(第11条)

## 第11条(委託等に伴う措置等)関係

- 第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者(当該業務の再委託を受けた者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該業務の再委託をするときは、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならない。
  - 3 実施機関から委託された個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
  - 4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関が、個人情報の取扱いを伴う業務(以下「個人情報取扱業務」という。)を委託する場合あるいは指定管理者に行わせる場合には、個人情報保護のための必要な措置が講じられていなければならないこと等を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、個人情報取扱業務を外部に委託する場合には、実施機関は、当該個人情報取扱業務に係る個人情報の保護について、当該業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が講ずべき措置を契約上明らかにするとともに、適切な監督を行わなければならないことを定めたものである。
- (2) 「委託」とは、実施機関が個人情報取扱業務の全部又は一部について外部に依頼する行為をいう。  
具体的には、印刷、筆耕、翻訳、文書等の廃棄、公の施設の管理、収納等がある。  
なお、地方自治法第252条の14から第252条の16に規定する事務の委託については、委託された限りにおいて委託を受けた地方公共団体の機関が自己の事務と同様に管理し、執行することになることから、本条でいう委託には含まれないものである。
- (3) 「必要な措置」とは、当該委託の趣旨、目的等に応じて、受託者に対して個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を当該委託の契約の中で明らかにし、義務づけることをいう。  
なお、個人情報取扱業務の委託に関する事務手続は、取扱要綱に基づいて行う。

#### 2 第2項関係

- (1) 本項は、個人情報取扱業務の受託者(再委託を受けた者を含む。)について、適

正管理のための措置を講ずるとともに、再委託時には許諾を受けることを受託者の義務として定めたものである。

- (2) 「必要な措置を講じなければならない」とは、実施機関と受託者との間の委託契約により明らかにした安全確保の措置を受託者自らが講じることが定められたものである。受託者については、従来、個人情報保護について一般的な法的規制が講じられていなかったが、本項により、実施機関と同様に適正管理の義務が課されたことになる。
- (3) 受託者が本項の規定に違反した場合には、実施機関は、契約を解除する等の措置を講ずることが必要である。

### 3 第3項関係

- (1) 本項は、実施機関から委託された個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者について、第10条の実施機関の職員と同様の義務があることを定めたものである。
- (2) 「従事している者又は従事していた者」とは、実施機関の委託を受けて、個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者をいう。
- (3) 「みだりに」とは、個人情報を他人に知らせることが自己の権限や事務に属さない場合、又はそのことが自己の権限や事務に属する場合でも正当な理由なく知らせるとき等をいう。
- (4) 「不当な目的」とは、正当な事務の執行を逸脱し自己の利益のために個人情報を使用する場合及び他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合等をいう。

### 4 第4項関係

- (1) 本項は、実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に、委託に準じて、個人情報保護のための取扱いを行うことを定めたものである。  
指定管理者制度は、公の施設の管理について、広く民間のノウハウを活用し、サービスの向上等の実現を図るものであるが、県立施設であることには変わりはないため、施設の管理を通じて取得した個人情報の取扱いについて、適正な安全管理措置を行うものである。
- (2) 指定管理者の募集に際しては、応募者が個人情報保護について十分に理解して事業計画に反映できるように、指定管理者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置について募集要項等に記載するとともに協定等で規定するものとする。

(第12条)

## 第2節 開示、訂正及び利用停止の請求 第12条（開示請求）関係

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示の請求をすることができる。  
2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

### 第1 趣旨

本条は、何人も、実施機関が管理する自己の個人情報の開示を請求する権利を有すること及び本人が請求することができないやむを得ない理由があるときは、代理人が本人に代わって開示を請求できることを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関が管理する個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示請求する権利があることを定めたものである。
- (2) 「何人も」とは、県民であるか否かに関わらず、実施機関において管理している個人情報の本人であるすべての個人をいう。  
このようにすべての個人を対象としたのは、県においては、県行政の遂行上、県民以外の者の個人情報も管理しているが、個人情報に係る権利利益の保護の必要性はすべての個人に認められるからである。
- (3) 「自己の個人情報」とは、開示請求をした本人の個人情報であることをいう。  
なお、自己以外の者の情報と自己の情報とが合わさって自己の個人情報を形成し

ていると認められる場合等は、当該自己以外の者の情報を含めて、自己の個人情報となる。

具体的には次の場合が考えられる。

ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

※ ア、イの場合について

原則として、開示請求に係る財産等が相続により請求者に帰属している場合だけでなく、相続開始時点で被相続人の財産等に相続権があった場合（推定相続人）についても、開示請求できるものとする。

ただし、開示請求の時点で相続欠格、相続放棄、遺産分割等により請求者に請求に係る財産の相続権が明らかに無いと認められる場合は、開示請求できないものとする。このため、請求者に相続欠格等に該当しないことを確認の上、その旨開示請求書の「開示請求の理由又は利用の目的」欄に記入してもらうこととするが、事実確認のための調査までは行わないものとする。

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

エ 死亡した時点において未成年者であった自分の子に関する情報

(4) 「開示の請求をすることができる」とは、開示請求が権利として創設されたことを明らかにしたものである。

なお、開示請求権を創設したことは、情報の本人に対する任意の情報提供を制限するものではない。

任意の情報提供については、「個人情報の任意提供について（平成21年10月1日付第2009000106493号鳥取県総務部長通知）」により対応すること。

(5) 条例に基づく権利は、自己の個人情報の開示を請求できるものである。したがって、個人情報の開示を請求できる者は、当該個人情報の本人に限って認められるものである。

## 2 第2項関係

(1) 本項は、条例の開示請求をすることができる者は、原則として情報の本人に限るが、例外として代理人による開示請求を認めることを定めたものである。

なお、開示請求は、原則として情報の本人に限って行うことができるものであり、代理人による開示請求ができる場合は限定的に解釈することになる。

(2) 「本人が請求することができないやむを得ない理由」とは、開示請求の本人が未成年者、成年被後見人の場合のほか、病気又は身体に障がいがあるなどの理由により、開示請求できない場合をいい、単に仕事が多忙のため等は含まれない。

ただし、特定個人情報については、番号法の主旨が住民の利便性の向上にあることを考慮し、税理士、社会保険労務士等にも代理を認めるものである。

(第13条)

## 第13条（開示請求の方法）関係

第13条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 代理人によって開示請求をする場合は、その理由

(4) その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示請求者に対し、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定をするものとする。

## 第1 趣旨

本条は、自己の個人情報の開示請求をする場合の具体的手続を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 本項は、開示請求を行う際には、実施機関に対して施行規則第6条第1項の開示請求書を提出することにより行わなければならないことを定めたものである。開示請求という重要な法律行為の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしているものである。
- (2) 開示請求書の提出は、実施機関の窓口を持参して行うほか、送付によっても行うことができる。  
なお、病気や身体に障がいがあるなどの理由により、本人が来庁できない場合には、第12条第1項により代理人による開示請求も認められている。
- (3) 第1号関係  
「氏名及び住所」とは、情報の本人又はその代理人の氏名及び住所をいう。
- (4) 第2号関係  
「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、個人情報取扱事務の名称、当該個人情報が記録されている公文書等を特定するために必要な事項をいう。
- (5) 第3号関係  
「代理人によって開示請求をする場合は、その理由」とは、第12条第2項の解説と同様である。
- (6) 第4号関係  
「その他規則で定める事項」とは、施行規則第6条第2項で定めた事項をいう。

### 2 第2項関係

- (1) 本項は、条例の開示制度が原則として情報の本人に限って認めるものであることから、本人確認を厳格に行う必要があるため、開示請求をしようとする者が、情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。
- (2) 「証明するために必要な書類として規則で定めるもの」とは、施行規則第7条で定めたものをいう。  
なお、施行規則第7条の「実施機関が認めるもの」は、取扱要綱で定めている。
- (3) 施行規則第7条第2号アの「法定代理人」とは、情報の本人が未成年者及び成年被後見人の場合に、本人に代わって開示請求する者をいう。  
「未成年者」とは、年令が満20歳に達しない者をいう。(民法第4条)  
ただし、未成年者であっても、自己情報の持つ意味や内容を理解でき意思能力を有する者は自ら開示請求することができる。  
「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

### 3 第3項関係

- (1) 本項は、開示請求をしようとする者から提出された開示請求書に形式上不備があった場合に、当該開示請求書の補正を求めることができることを定めたものである。  
なお、開示請求書に記載されている事項のうち、明らかな誤字、脱漏の軽微な不備については、実施機関が職権で補正できる。
- (2) 具体的には、次の場合が考えられる。
  - ア 開示請求の際、情報の本人であることを証明するために必要な書類を提出又は提示しない場合
  - イ 開示請求が代理人によるときに実施機関が提出又は提示を求めている「代理人によって開示請求をする場合は、その理由」を証明する書類を提出又は提示しない場合
  - ウ 「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」が不足しているため、特定できない場合
  - エ 「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」に、自己以外の情報を記載する場合。ただし、自己以外の情報を含めて自己の情報となる場合については除く。その解釈は、第12条第1項の解説と同様である。
- (3) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々のケースにより判断される。  
なお、実施機関が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求書により求められた開示請求は第4項により開示しない旨の決定を行う。

- (4) 「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。」とは、対象となる個人情報記録した公文書等の特定に際し、開示請求者では特定することが困難な場合があり、実施機関が開示請求者に対し、対象公文書等の特定のため必要な情報の提供に努めなければならないことを定めたものである。
- (5) 本項の規定により開示請求者に対して当該開示請求書の補正を求める場合には、取扱要綱で定めた様式により通知を行う。

#### 4 第4項関係

- (1) 本項は、第3項により、実施機関が定めた期間内に補正されない場合には、開示しない旨の決定をすることを定めたものである。
- (2) 「正当な理由なく」とは、前項により定めた期間内では補正することができない社会通念上認められる理由がないことをいう。
- (3) 「開示しない旨の決定」とは、開示請求に応じない旨の決定をいい、当該開示請求に係る個人情報が存在することを前提としたものではない。
- (4) 本項の規定により開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対して速やかに取扱要綱で定めた様式により通知を行う。

#### 5 開示請求書の受付等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第14条)

### 第14条（開示請求に対する決定等）関係

- 第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）、開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定、第18条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。
- 5 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第25条の2第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。
- 6 公安委員会又は警察本部長は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、公安委員会又は警察本部長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

#### 第1 趣旨

本条は、前条の開示請求に対する実施機関の決定等の手続を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関は開示請求書の提出があった場合には、開示請求に係る個人情報全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定、第18条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定をしなければならないことを定めたものである。
- (2) 「開示請求書が提出された日から起算して15日以内」とは、開示請求書を受け付けた当日を初日として、15日目が期間の満了日になることをいう。  
なお、窓口で受け付けた場合は、窓口で受け付けた日が起算日となるものであり、窓口から各実施機関に送付された日が起算日となるものではない。  
また、決定期間の満了日が県の休日である場合には、その日以後最も近い県の休日でない日をもって満了日とする。
- (3) 実施機関が、本項に定める期間内に開示決定等をしない場合には、開示請求者から行政不服審査法に基づく不作為についての審査請求及び行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認の訴えを提起される場合があるので留意する必要がある。
- (4) 「補正に要した日数」とは、当該開示請求書の補正に要した期間をいう。

### 2 第2項関係

- (1) 本項は、前項に定める期間を延長できること及びその旨を開示請求者に対して速やかに書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) 「やむを得ない理由」とは、実施機関が開示決定等をするよう努力しても前項の決定期間内に決定することができないと認められる場合をいう。  
具体的には次の場合が考えられる。
  - ア 開示請求に係る個人情報に本人以外の者の情報が含まれているため、当該本人以外の者の意見を聴く必要がある場合
  - イ 一度に大量の請求があるとき又は開示請求のあった個人情報の内容が複雑で短期間に開示等の決定が困難な場合
  - ウ 県の休日などが重なり、業務を行う十分な期間がない場合
  - エ 天災等予測しがたい事由の発生や緊急を要する事務を処理する必要があるなど、期間内に決定することが困難な場合
- (3) 「通知」は、施行規則第8条第1項の様式により行う。

### 3 第3項関係

- (1) 本項は、開示決定等をした場合には、開示請求者に対し決定内容を書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) 「通知」は、施行規則第8条第2項及び第11条の様式により行う。
- (3) 「決定の理由」とは、個人情報の一部を開示する旨の決定、全部を開示しない旨の決定、第18条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は個人情報を保有していない旨の決定をした具体的理由をいう。  
理由を明示することにより、実施機関の慎重かつ合理的な判断の確保を図るとともに、開示請求者が審査請求又は訴えの提起をする場合の便宜を図ったものである。  
なお、理由が記載されていない場合や、記載されている理由が不備である場合には、その決定処分が手続上違法となり、瑕疵ある処分となる場合があるので、理由を明確に記載する必要がある。
- (4) 「当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合」については、当該個人情報について当該期日に個人情報の開示をする旨の決定ではないので、開示請求者はその期日の経過後に、改めて開示請求を行わなければならない。

### 4 第4項関係

- (1) 本項は、開示決定等をするに当たり、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の第三者の情報が含まれている場合であって必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができることを定めたものである。
- (2) 「本人以外のもの」とは、本人以外の個人、法人その他の団体等をいう。
- (3) 「本人以外のものの意見を聴くことができる」とは、開示請求に対する決定を的確かつ慎重に行うため、実施機関が決定に先立ち、必要に応じて意見聴取を行い得ることを定めたものである。  
なお、第三者の意見を聴取した場合には、実施機関が当該意見を参考にして総合的な判断を行い、自己の判断で決定を行うことになる。  
特に、第三者が個人の場合には、当該第三者の権利利益と開示請求者の権利を慎重に比較衡量する必要がある。



## 5 第5項関係

- (1) 適用する場合を、「前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- (2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示の実施までの期間を明確にしたものである。  
なお、実施機関の開示決定に不服がある場合の審査請求期間は、行政不服審査法の規定により、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内とされているが、開示の実施までの期間を2週間としたのは、開示請求者の迅速に開示を受けるという期待をも考慮したものである。

## 6 第6項関係

- (1) 本項は、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、このような場合における決定期間の特例について定めたものである。公安委員会及び警察本部長に限定したのは、通常は、開示請求に係る個人情報著しく大量にわたる事態は想定しにくい、これらの実施機関においては、例えば突発的に発生する重大な事件・事故等の対応時に開示請求が大量になされる可能性等、業務の特殊性を考慮したためである。
  - (2) 「開示請求に係る個人情報著しく大量であるため…事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、一件の開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、又は多数の開示請求が同時期に集中したため、開示請求を45日以内に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがある場合をいう。  
「開示請求に係る個人情報著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。  
「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことをいう。
  - (3) 「相当の部分」とは、実施機関が通常45日以内に処理することができる分量であり、かつ、ある程度のまとまりのある部分をいう。
  - (4) 「相当の期間」とは、残りの個人情報について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。
  - (5) 本項を適用する場合、実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示請求者に対して、書面により「この項を適用する旨及びその理由」及び「残りの個人情報について開示決定等をする期限」を通知しなければならない。  
「この項を適用する旨及びその理由」は、本項を適用することが必要となった事情を一般の人が理解しうる程度に具体的に示すものとする。  
「残りの個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る個人情報のすべての部分についての開示決定等を終えることが可能と見込まれる期限をいう。
- 7 開示請求に対する決定等に関する事務手続は、取扱要綱に基づいて行う。

(第15条)

## 第15条（開示の方法）関係

- 第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。
- 2 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
    - (1) 文書、図画、写真又はスライド（以下「文書等」という。）に記録されている個人情報 当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
    - (2) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であって電子計算機による処理を行うもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている個人情報 当該磁気テープ等の当該個人情報に係る部分を印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付
    - (3) 録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報 当該録音テープ又

- は録画テープの当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴
- (4) その他の物に記録されている個人情報 前3号に規定する方法に準じた方法
- 3 実施機関は、公文書等を開示することにより、当該公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、これに代えて、当該公文書等の写しにより開示を行うことができる。
- 4 第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

## 第1 趣旨

本条は、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合における当該個人情報の開示の実施に係る手続及び方法を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 本項は、前条の開示決定又は部分開示決定をした場合には、実施機関は速やかに開示請求者に当該個人情報の開示をしなければならないことを定めたものである。
- (2) 「開示請求者に対して」とは、開示請求をした者に対して開示することをいい、代理人による場合には、当該代理人に対し開示することをいう。

### 2 第2項関係

- (1) 本項は、個人情報記録されている媒体の種類により個人情報の開示方法を定めたものである。
- (2) 写しの交付は、本人確認に万全を期するため、本項により指定した場所において、写しを手渡すことをいう。ただし、開示請求の際、送付による交付を希望した場合にはこの限りでない。なお、電子メールによる送付は行わない。  
また、写しの交付を受ける部数は、1件の開示請求につき1部とする。

### (3) 第1号関係

「当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付」とは、文書等の原本のうち開示請求に係る個人情報が記録されている箇所の閲覧または写しの交付をいう。

このため、当該文書等の全体を知りたい場合には、公開条例による開示請求を必要とする。

### (4) 第2号関係

ア 磁気テープ等については、原則として文書化した形で開示を行うことを定めたものである。

イ 「印字装置により出力した物」とは、現に使用しているプログラムを使用して、印字装置により出力した物をいう。

### (5) 第3号関係

録音テープ又は録画テープについては、その性質上、視聴に限ることを定めたものである。このため、テープの複写は行わない。

### (6) 第4号関係

本号は、第1号から第3号に該当しない記録媒体については、本項の趣旨に沿って開示することを定めたものである。例えば、文字、音声、画像を合体させたマルチメディアに対応した情報が考えられる。

## 3 第3項関係

- (1) 本項は、個人情報が公文書等に記録されている場合で、当該公文書等の原本そのものを開示しがたいときは、前項の例外として、当該公文書等の原本を複写し、その複写したものをもって閲覧又は写しの交付とすることができることを定めたものである。

- (2) 「相当の理由があるとき」とは次の場合が考えられる。

ア 当該公文書等を開示することにより当該公文書等の汚損又は破損のおそれがある場合

イ 歴史的に価値がある公文書で慎重な取扱いを要するものである場合

ウ 台帳等日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより事務に支障を生じる場合

エ 他の公文書とともに一冊の簿冊になっていて、取り外しが困難な場合

オ 公文書等を部分開示する場合

## 4 第4項関係

本項は、第1項により個人情報を開示する際には、誤って開示請求者以外の第三者に開示することがないように、開示を受けようとする者が開示請求をした者又は代理人

- であることを確認するため、第13条第2項を準用したものである。
- 5 開示の実施方法に関する事務手続は、取扱要綱に基づいて行う。

(第16条)

## 第16条 (開示義務) 関係

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 法令の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により開示することができない情報
- (2) 開示することにより、開示請求者(第12条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、その職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報として規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容
- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。)に関する情報又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (5) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 第1 趣旨

本条は、実施機関は、自己の個人情報の開示請求に対し応じなければならないが、開示しないことがやむを得ないと認められる場合もあることから、実施機関が開示請求に応じない範囲を限定的に定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

1 本条は、本条各号のいずれかに該当する場合を除いて、開示義務があることを定めたものである。

なお、具体的には、鳥取県情報公開条例第9条の解釈及び運用を参考にすること。

### 2 第1号関係

(1) 本号は、「法令秘に関する情報」に係る非開示条項であり、法令の規定により開示することができない情報及び実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為（以下「指示等」という。）により開示することができない情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 当該法令の規定及び指示等の内容が、本人に対する開示を禁止していないと解される場合は本号に該当しない。

### 3 第2号関係

(1) 本号は、本人又は法定代理人に開示をすることにより、当該開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。

ア 自己を本人とする個人情報について本人が開示請求を行う場合

例えば、患者本人が自己のカルテを開示請求している場合で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、症状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、開示により、患者本人に心理的影響を与え、患者の病状の悪化をもたらすことが予見される場合など、開示請求者本人に開示をすることにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

イ 未成年者又は成年被後見人に代わって法定代理人がこれらの者の個人情報の開示請求を行う場合

例えば、児童虐待を行っている親が、法定代理人として本人に代わって相談記録を開示請求している場合で、開示により、本人への虐待が強まることなどが予見される場合など、法定代理人に開示をすることにより、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

(3) 未成年者の法定代理人から開示請求があった場合は、必要に応じて当該未成年者本人の意思を確認し、当該未成年者本人が反対の意思を表明したときは、原則として「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として取り扱うなど、本人の利益を損なうことのないよう留意する。

### 4 第3号関係

(1) 本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、開示請求の対象となった公文書に開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報がある場合は、原則として開示しないことを定めるとともに、権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや、公益上の理由から開示する必要性の認められるものについて、開示することを定めたものである。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、第4号により取り扱うこととしたためである。

(3) 「ただし書ア」について

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、開示請求者を含む特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定も含まれる。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものでなく、事実上の慣習として、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていることをいう。「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の具体例としては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前や年齢等）など

が考えられる。

(4) 「ただし書イ」について

開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較考量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

(5) 「ただし書ウ」について

ア 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする情報から除外することを定めたものである。

イ 警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員については、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、氏名の開示により当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがあることから、規則で、その氏名を非開示と定めている。

5 第4号関係

(1) 本号は、「法人等に関する情報」に係る非開示条項であり、法人等が事業を営むことについては、公共の福祉に反しない限り自由に事業活動を行うことができることから、事業活動に不利益を与えるおそれのある情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」とは、公正な競争が阻害されたり、競争上不利になるなど、事業の運営に不利益を与える場合で、かつ、法的保護に値する正当な利益があるものをいう。

6 第5号関係

(1) 本号は、「個人の評価等に関する情報」に係る非開示条項であり、個人情報が開示されることにより当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障が生じる情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 「当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれ」とは、本人の利益、第三者の利益及び公共の利益を総合的に考慮して当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障があるものをいう。

7 第6号関係

(1) 本号は、本人に開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、第8号により開示・非開示の判断が行われることになる。

(3) 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当するか否かの判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものかどうかを審理・判断することが適当であるため、このような規定としているものである。

8 第7号関係

(1) 本号は、「審議、検討又は協議に関する情報」に係る非開示条項であり、個人情報が開示されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる情報又は特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過できない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

9 第8号関係

(1) 本号は、「事務又は事業に関する情報」に係る非開示条項であり、開示することにより、県又は国等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

- については、開示しないことを定めたものである。
- (2) 本号に例示されている事務事業は、典型的な支障の例を列挙したものである。
- (3) 「当該事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務事業の性質に照らして当該個人情報を開示することにより、法的保護に値する支障を及ぼすおそれがあるものをいう。

(第17条)

## 第17条（部分開示）関係

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、原則開示の理念から可能な限り開示請求に係る個人情報を開示するため、当該個人情報に非開示情報が記載されている場合であっても、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に分離でき、当該分離により開示請求の趣旨を損なわないと認められるときは、当該個人情報の全体を非開示とするのではなく、非開示情報を除いて個人情報の開示しなければならないことを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 「容易に」とは、開示請求のあった個人情報から非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを多くの費用と時間をかけずに、かつ、当該個人情報を記録した公文書等を損傷することなく分離できる場合をいう。
- 2 「開示請求の趣旨を損なわない」とは、開示請求の趣旨から判断し、開示請求者が知りたいと思う個人情報の内容を相当程度充足すると判断できることをいう。

(第18条)

## 第18条（任意開示）関係

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

### 第1 趣旨

本条は、開示請求に係る個人情報が第16条各号に定められた非開示条項に該当する場合であっても、開示請求者の権利利益を保護するために特に必要があると認められる場合には、第16条にかかわらず裁量的に開示できることを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 第16条各号は、開示請求者の個々の事情を考慮せず、同一の基準に基づいて非開示にするものであるが、本条は、開示請求者の個々の事情を考慮して開示する場合をいう。
- 2 「本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、第16条各号により開示しない利益と本人の権利利益とを比較衡量して、本人の権利利益が上回ると認められる場合をいい、個々の事案により判断することになる。

(第18条の2)

## 第18条の2（公文書の存否に関する情報）関係

第18条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関が、一定の場合に、個人情報の存否自体を明らかにしないで、開

示請求を拒否できることについて定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

- 1 「開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、例えば、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該個人情報は存在するが非開示とする、又は当該個人情報は存在しないなど、個人情報の存否を明らかにすることにより、非開示情報として保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいう。
- 2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになる。

(第18条の3)

## 第18条の3 (開示決定等に関する事案の移送) 関係

- 第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において第14条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとなす。
  - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 開示請求に係る個人情報がある他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送できることとした。
- (2) 「その他他の実施機関において第14条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)をすることにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務又は事業に密接に関連する場合など、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合をいう。
- (3) 「当該他の実施機関と協議の上」とは、実施機関相互の協議が整ったことをいい、協議が不調に終わった場合には、移送は認められないものである。

### 2 第2項関係

「移送をした実施機関が移送前にした行為」とは、第13条第3項による開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為を全て含む。

なお、開示決定等の期限は、移送をした実施機関に開示請求があった日から起算することになる。

### 3 第3項関係

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、事案が移送された場合であっても、開示請求に係る個人情報自体が移送されるわけではないため、移送を受けた実施機関が当該個人情報を保有していない等の場合には、当該移送をした実施機関は、当該個人情報が記録された公文書の貸与等開示の実施に必要な協力をしなければならないという趣旨である。

## 第19条（開示請求の方法等の特例）関係

第19条 実施機関があらかじめ定める個人情報の開示請求は、第13条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第14条及び第15条の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定めるところにより、直ちに個人情報を開示するものとする。

### 第1 趣旨

本条は、一定の個人情報については、開示請求者の利便を図るため、口頭により開示請求をすることができること等について定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第13条第1項の開示請求書によらず、口頭により開示請求を行うことができることを定めたものである。
- (2) 「実施機関があらかじめ定める個人情報」とは、個人情報の内容及び範囲、個人情報の開示に対する需要、実務上の対応の可能性等を勘案して実施機関が定めた個人情報をいう。  
なお、その範囲は別表第3を参考にして定める。
- (3) 「口頭により行う」とは、開示請求書の提出によらず、口頭で開示を求めるこという。  
なお、口頭による開示請求は、簡易、迅速に行うものであり、原則として代理人による開示請求は認められない。
- (4) 本条は、第13条第1項による開示請求の特例であり、第13条第1項による開示請求を妨げるものではない。

#### 2 第2項関係

本項は、前項により、口頭により開示請求を行った場合には、実施機関は、第14条及び第15条による手続を経ることなく、即時に開示することを定めたものである。

- 3 口頭による開示請求に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

## 第20条（費用負担）関係

第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出力した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 知事及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

### 第1 趣旨

本条は、第15条第2項による個人情報の写しの交付に要する費用の負担等を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

交付に要する費用は、開示請求者が負担しなければならないことを定めたものである。  
費用負担に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

#### 2 第2項関係

交付に要する費用の免除に関する規定である。  
特定個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に開示手数料を減免する規定が置かれたことを受け、設置した規定である。  
なお、交付に要する費用は開示請求者が負担することが原則であり、免除の可否については、個々の事案において個人情報の種類・費用の多寡・開示請求者の経済状況



等を勘案し、厳格に判断する必要がある。

(第21条)

## 第21条（訂正請求）関係

第21条 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正（追加及び抹消を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 前項の請求（以下「訂正請求」という。）は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

### 第1 趣旨

本条は、何人も、実施機関から開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認められる場合には訂正を請求する権利を有すること及び代理人は本人に代わって訂正を請求できることを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、第15条第1項又は第19条第2項により開示を受けた個人情報が事実と合致しない場合には、何人も、訂正請求する権利があることを定めたものである。
- (2) 「何人も」とは、第12条第1項の開示請求の場合と同じである。
- (3) 訂正請求の対象となる自己の個人情報は、原則として第15条第1項又は第19条第2項による開示を受けた個人情報に限る。ただし、第26条第2項による場合はこの限りでない。
- (4) 「事実の誤りがある」とは、氏名、住所、生年月日、学歴、職歴、資格等の客観的な判断ができる事項に誤りがあることをいう。したがって、その評価、判断等が適当でない、不当であるという訂正請求は、客観的な判断ができない事項であり、事実と誤りがある場合には該当しない。
- (5) 「訂正（追加及び抹消を含む。…）」とは、事実と合致していない個人情報を合致させることをいい、事実と合致していない個人情報の内容を事実と合致する内容に直すことのほか、不完全な個人情報の内容に不足している内容を加えること及び事実と合致していない個人情報の内容を削ることも含まれる。

#### 2 第2項関係

本項は、第12条の開示請求と同様に例外として代理人による訂正請求を認めることを定めたものである。

(第22条)

## 第22条（訂正請求の方法）関係

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の内容
- (4) 代理人によって訂正請求をする場合は、その理由
- (5) その他規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるもの及び当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第3項及び第4項の規定は、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

### 第1 趣旨

本条は、自己の個人情報の訂正請求をする場合の具体的手続を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 第1項関係
  - (1) 本項は、訂正請求を行う際には、実施機関に対して施行規則第15条第1項の訂正請求書を提出することにより行わなければならないことを定めたものである。
  - (2) 訂正請求書の提出は、実施機関の窓口を持参して行うほか、送付によっても行うことができる。  
なお、病気や身体に障がいがあるなどの理由により、本人が来庁できない場合には、第21条第2項により代理人による開示請求も認められている。
  - (3) 第1号関係  
「氏名及び住所」とは、情報の本人又はその代理人の氏名及び住所をいう。
  - (4) 第2号関係  
「特定するために必要な事項」とは、開示を受けた個人情報を記録した公文書等の名称をいう。ただし、第26条第2項による場合は、免許証、許可証、通知書等の名称をいう。
  - (5) 第3号関係  
「訂正請求の内容」とは、開示を受けた個人情報のうち事実と誤りがあるとして訂正を求める部分をいう。
  - (6) 第4号関係  
「代理人によって訂正請求をする場合は、その理由」は第13条第1項第3号を準用する。
  - (7) 第5号関係  
「その他規則で定める事項」とは、施行規則第15条第2項で定めた事項をいう。
- 2 第2項関係
  - (1) 本項は、訂正請求をしようとする者は、開示請求の場合に準じて、本人であることを証明するために必要な書類及び訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。
  - (2) 「本人又はその代理人であることを証明する書類」とは、第13条第2項の開示請求の場合を準用する。
  - (3) 「訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料」とは、開示された個人情報と事実と合致していないこと及び訂正請求者の主張する内容が事実と合致していることを証明する資料をいう。
- 3 第3項関係  
本項は、開示請求の場合と同様に、訂正請求をしようとする者から提出された訂正請求書に形式上不備があった場合に、当該訂正請求書の補正を求めることができると及び実施機関が定めた期間内に補正されない場合には、訂正しない旨の決定をすることを定めたものである。
- 4 訂正請求書の受付等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第23条)

## 第23条（訂正請求に対する決定等）関係

- 第23条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第14条第1項ただし書の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。
  - 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を訂正しない旨の決定をしたときは、当該決定の理由を付記しなければならない。
  - 4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、前条の訂正請求に対する実施機関の決定等の手続を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 本項は、訂正請求書の提出があった場合には、訂正請求に係る個人情報に訂正するかどうかの決定をしなければならないことを定めたものである。
- (2) 「当該訂正請求書が提出された日から起算して」とは、第14条第1項の開示請求に対する決定の場合を準用する。
- (3) 「必要な調査を行い」とは、訂正請求者が訂正を求める個人情報の内容が事実と合致しているかどうか、実施機関に当該個人情報の内容を訂正する権限があるかどうか等についての調査をいい、必要に応じて第三者の意見を聴くことも含まれる。
- (4) 「訂正請求に係る個人情報に訂正するかどうかの決定」とは、訂正請求に係る個人情報を管理する実施機関において、第24条各号のいずれかに該当するか否かを判断した上で、訂正又は非訂正の決定を行うことをいう。

### 2 第2項関係

- (1) 本項は、開示請求に準じて、前項に規定する期間を延長できること及びその旨を訂正請求者に対してすみやかに書面により通知しなければならないことを定めたものである。

具体的には、第14条第2項の開示請求の場合を準用する。

- (2) 「通知」は、施行規則第16条第1項の様式により行う。

### 3 第3項関係

- (1) 本項は、第1項の訂正請求に対する決定をした場合には、訂正請求者に対し決定内容を書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) 「通知」は、施行規則第16条第2項の様式により行う。
- (3) 「決定の理由」とは、訂正しない旨の決定をした具体的な理由をいう。

なお、理由が記載されていない場合や、記載されている理由が不備である場合には、その決定処分が手続上違法となり、瑕疵ある処分となる場合があるので、理由を明確に記載する必要がある。

### 4 第4項関係

本項は、実施機関が訂正する旨の決定をした場合には、速やかに訂正請求に係る個人情報に訂正するとともに、その旨を情報提供先等に通知しなければならないことを定めたものである。

- 5 訂正請求に対する決定等に関する事務手続は、取扱要綱に基づいて行う。

(第24条)

## 第24条（訂正しない個人情報）関係

第24条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を訂正しない。

- (1) 法令の規定により訂正することができないとされている情報
- (2) 実施機関に訂正する権限がない情報
- (3) その他訂正しないことに正当な理由がある情報

### 第1 趣旨

本条は、実施機関は自己の個人情報の訂正請求に対し応じなければならないが、訂正しないことがやむを得ないと考えられる場合もあることから、実施機関が訂正請求に応じない範囲を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1号関係

本号は、法令に訂正できないことを明確に規定している情報をいう。

### 2 第2号関係

本号は、実施機関以外の者が自らの権限と責任で作成した情報をいう。

### 3 第3号関係

本号は、正確な事実確認ができない情報等をいう。

(第24条の2)

## 第24条の2（訂正決定等に関する事案の移送）関係

- 第24条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第18条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において第23条第1項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、他の実施機関への訂正請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

##### 1 第1項関係

- (1) 訂正請求に係る個人情報第18条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送できることとした。
- (2) 「その他他の実施機関において第23条第1項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるとき」とは、訂正請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務又は事業に密接に関連する場合など、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合をいう。
- (3) 「当該他の実施機関と協議の上」とは、第18条の3の開示決定等に関する事案の移送の場合と同じである。

##### 2 第2項関係

第18条の3の開示決定等に関する事案の移送の場合と同じである。

##### 3 第3項関係

訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた実施機関が訂正決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る個人情報を保有する実施機関が行う必要がある。このため、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならないこととしたものである。

(第24条の3)

#### 第24条の3（利用停止請求）関係

- 第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。
- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 前項の請求（以下「利用停止請求」という。）は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

#### 第1 趣旨

本条は、何人も、実施機関において条例の規定に違反した個人情報の収集、利用、提供又は管理がなされていると認められる場合には利用停止を請求する権利を有すること及び代理人は本人に代わって利用停止を請求できることを定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 本項は、第15条第1項又は第19条第2項により開示を受けた個人情報収集の制限又は利用及び提供の制限に違反した取扱いが行われていると認める場合、又は管理する必要のなくなった個人情報消去されていないと認める場合には、何人も、当該個人情報の利用停止、消去又は提供の停止を請求する権利があることを定めたものである。ただし、番号法に規定する情報提供記録については、システム上に自動保存されるものであり利用制限等に違反することが想定されないため、利用停止請求ができる情報から除いている。
- (2) 「何人も」とは、第12条第1項の開示請求及び第21条第1項の訂正請求の場合と同じである。
- (3) 利用停止請求の対象となる自己の個人情報は、原則として第15条第1項又は第19条第2項による開示を受けた個人情報に限る。ただし、第26条第2項による場合はこの限りでない。
- (4) 「第7条の規定に違反して収集されたとき」とは、次の場合などをいう。
  - ア 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて収集された場合
  - イ 適法かつ公正な手段によらずに収集された場合
  - ウ 原則として収集を禁止されている思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が例外事項のいずれにも該当しないにもかかわらず収集された場合
  - エ 原則として本人から収集すべきとされている個人情報が例外事項のいずれにも該当しないにもかかわらず本人以外から収集された場合
- (5) 「第8条の規定に違反して利用されているとき」とは、原則として目的外利用が禁止されている個人情報が例外事項のいずれにも該当しないにもかかわらず目的外利用されている場合をいう。
- (6) 「第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき」とは、管理する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに消去（当該個人情報を判読できないように裁断その他の措置を講じた上でこれを廃棄する場合を含む。）していない場合をいう。
- (7) 「番号法28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」とは、個人番号を取り扱う者が許された範囲を超えて作成したファイルに個人情報が記録されている場合などをいう。
- (8) 「第8条の規定に違反して提供されているとき」とは、次の場合などをいう。
  - ア 原則として目的外提供が禁止されている個人情報が例外事項のいずれにも該当しないにもかかわらず目的外提供されている場合
  - イ 個人情報保護のために必要な措置を講じないまま、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供している場合
- (9) 「当該各号に定める措置」とは、次の措置をいう。
  - ア 「利用の停止」とは、個人情報の利用を止めることをいい、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。
  - イ 「消去」とは、個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ること又は当該記録媒体自体を廃棄することをいう。個人情報を匿名化することもこれに含まれる。
  - ウ 「提供の停止」とは、その後の提供行為を止めることをいい、全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。

### 2 第2項関係

本項は、第12条の開示請求及び第21条の訂正請求と同様に例外として代理人による利用停止請求を認めることを定めたものである。

(第24条の4)

## 第24条の4（利用停止請求の方法）関係

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の内容及び理由
- (4) 代理人によって利用停止請求をする場合は、その理由

- (5) その他規則で定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該利用停止請求に係る個人情報に本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
  - 3 第13条第3項及び第4項の規定は、利用停止請求書に形式上の不備があると認められる場合について準用する。

#### 第1 趣旨

本条は、自己の個人情報の利用停止請求をする場合の具体的手続を定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

##### 1 第1項関係

- (1) 本項は、利用停止請求を行う際には、実施機関に対して施行規則第18条第1項の利用停止請求書を提出することにより行わなければならないことを定めたものである。
- (2) 利用停止請求書の提出は、実施機関の窓口を持参して行うほか、送付によっても行うことができる。  
なお、病気や身体に障がいがあるなどの理由により、本人が来庁できない場合には、第24条の3第2項により代理人による開示請求も認められている。
- (3) 第1号関係  
「氏名及び住所」とは、情報の本人又はその代理人の氏名及び住所をいう。
- (4) 第2号関係  
「利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、個人情報取扱事務の名称、開示を受けた個人情報を記録した公文書等の名称等をいう。ただし、第26条第2項による場合は、免許証、許可証、通知書等の名称をいう。
- (5) 第3号関係  
「利用停止請求の内容」とは、当該請求においてどのような措置を求めるかについての簡潔な結論をいい、「理由」とは、その原因となる違反の事実とそれを裏付ける根拠をいう。
- (6) 第4号関係  
「代理人によって利用停止請求をする場合は、その理由」は、第13条第1項第3号を準用する。
- (7) 第5号関係  
「その他規則で定める事項」とは、施行規則第18条第2項で定めた事項をいう。

##### 2 第2項関係

本項は、利用停止請求をしようとする者は、開示請求及び訂正請求の場合に準じて、本人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。

「本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類」とは、第13条第2項の開示請求の場合を準用する。

##### 3 第3項関係

本項は、開示請求の場合と同様に、利用停止請求をしようとする者から提出された利用停止請求書に形式上不備があった場合に、当該利用停止請求書の補正を求めることができること及び実施機関が定めた期間内に補正されない場合には、利用停止しない旨の決定をすることを定めたものである。

- 4 利用停止請求書の受付等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第24条の5)

#### 第24条の5 (利用停止の義務) 関係

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### 第1 趣旨

本条は、実施機関は、利用停止請求があつた場合において、利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

- 1 「必要な調査」とは、利用停止請求に係る個人情報の取扱いが第7条、第8条又は第9条第3項に違反する事実の有無及び内容等当該利用停止請求に理由があるかどうかを確認するために行う必要な調査をいう。
- 2 「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、個人情報の取扱いが第7条、第8条又は第9条第3項に違反していることが判明したときをいう。
- 3 「適正な取扱いを確保するために必要な限度」とは、第7条、第8条又は第9条第3項に違反する状態を是正するために必要な範囲内のことをいう。例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。  
また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該個人情報を消去する必要はない。仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 4 「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される個人の権利利益と損なわれる事務の適正な遂行の必要性との比較考量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは適当でないため、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

(第24条の6)

## 第24条の6 (利用停止請求に対する決定等) 関係

- 第24条の6 実施機関は、第24条の4第1項の利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第14条第1項ただし書の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求書を提出した者(以下「利用停止請求者」という。)に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。
  - 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を利用停止しない旨の決定をしたときは、当該決定の理由を付記しなければならない。
  - 4 実施機関は、個人情報を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、第24条の4の利用停止請求に対する実施機関の決定等の手続を定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

- (1) 本項は、利用停止請求書の提出があつた場合には、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならないことを定めたものである。
- (2) 「当該利用停止請求書が提出された日から起算して」とは、第14条第1項の開示請求に対する決定の場合を準用する。
- (3) 「利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定」とは、請求の対象となった個人情報の取扱いが条例に違反するかどうかを調査し、前条ただし書のおそれの有無を判断した上で、実施機関が行う利用停止決定又は非利用停止決定をいう。請求どおりに利用停止を行う場合だけでなく、一部を利用停止する場合も、利用停止決定に含まれる。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人か

ら個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、消去ではなく、当該利用目的外の利用を停止するような場合も、利用停止決定に含まれる。

## 2 第2項関係

(1) 本項は、開示請求及び訂正請求に準じて、前項に規定する期間を延長できること及びその旨を利用停止請求者に対してすみやかに書面により通知しなければならないことを定めたものである。

具体的には、第14条第2項の開示請求の場合を準用する。

(2) 「通知」は、施行規則第19条第1項の様式により行う。

## 3 第3項関係

(1) 本項は、第1項の利用停止請求に対する決定をした場合には、利用停止請求者に対し決定内容を書面により通知しなければならないことを定めたものである。

(2) 「通知」は、施行規則第19条第2項の様式により行う。

(3) 「決定の理由」とは、利用停止しない旨の決定をした具体的な理由をいう。一部を利用停止する場合も、利用停止しない部分については、理由の提示が必要となる。また、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から請求とは異なる利用停止決定を行った場合も、その理由を提示する必要がある。

なお、理由が記載されていない場合や、記載されている理由が不備である場合には、その決定処分が手続上違法となり、瑕疵ある処分となる場合があるので、理由を明確に記載する必要がある。

## 4 第4項関係

本項は、実施機関が利用停止する旨の決定をした場合には、速やかに利用停止請求に係る個人情報を利用停止しなければならないことを定めたものである。

5 利用停止請求に対する決定等に関する事務手続は、取扱要綱に基づいて行う。

(第24条の7)

## 第24条の7（審査請求）関係

第24条の7 開示決定等、訂正決定等若しくは第24条の6第1項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

### 第1 趣旨

本条は、行政不服審査法に基づく審査請求の方法等を明らかにしたものである。

### 第2 解釈・運用

#### 1 第1項関係

審査請求すべき行政庁を明らかにしたものである。

#### 2 第2項関係

前項に定める審査請求については、行政不服審査法に定める審理員を指名しないことを定めたものである。

(第25条)

## 第25条（審議会への諮問等）関係

第25条実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であるとき。

(2) 審査請求の全部を認容する裁決をするとき。ただし、当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、前条の審査請求があった場合の裁決の手続を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用



## 1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関は、前条の審査請求があった場合には、審議会に諮問しなければならないことを定めたものである。

(2) 「審査請求」とは、行政不服審査法第2条及び第3条に基づく審査請求をいう。

## (3) 第1号関係

本号は、審査請求人に審査請求適格のないこと、又は審査請求期間の経過等の要件の不備により、当該審査請求を却下すべき場合をいう。

## (4) 第2号関係

実施機関が審査請求の全部を認容する裁決を行う場合は、当該決定により審査請求人に不利益が生じるとがないため、諮問を不要としたものである。ただし、認容する裁決をする場合であっても、当該開示について審査請求人以外の者から開示に反対する意見が提出されているときは、諮問を要することとなる。

## 2 第2項関係

本項は、実施機関が審査請求に対する裁決を行う場合には、審議会の答申を十分尊重しなければならないことを定めたものである。

## 3 審査請求があった場合に関する事務手続については、取扱要綱及び「鳥取県個人情報保護審議会運営要領（平成28年3月制定。以下「運営要領」という。）」に基づいて行うこと。

(第25条の2)

### 第25条の2（諮問をした旨の通知）関係

第25条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

#### 第1 趣旨

本条は、諮問をした実施機関に対し、審議会に諮問した旨を審査請求人及び関係者に通知することを義務付けたものである。

#### 第2 解釈・運用

1 通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）、当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）である。

2 「参加人」とは、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって、審査請求に係る審査手続に参加するものをいう。

3 本条の通知を実施機関に行わせることとしているのは、反対意見書を提出した第三者がいるかどうかについて審議会は知り得ないこと、審査請求人及び関係者にとって、意見書提出等の準備の都合上、できる限り早い段階で通知されることが望ましく、また、審議会にとってもその方が速やかに調査審議を進められることによるものである。

(第25条の3)

### 第25条の3（審査請求を棄却する場合等における手続）

第25条の3 第14条第5項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第1 趣旨

本条は、第三者に関する情報が記録されている個人情報の開示決定等に対する審査請求について、第三者からの審査請求を却下若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するこ

とを定めたものである。

## 第2 解釈・運用

- 1 非開示決定が行われたときは、その時点では第三者の権利利益を侵害するおそれはないが、当該非開示決定に対する審査請求が行われた結果、裁決で当該非開示決定が変更され、個人情報を開示することとした場合には、開示決定を行う場合と同様に事前に第三者の手続的保障を図る必要がある。  
また、開示決定に対して第三者がその取消しを求める審査請求を提起した場合においても、審査請求を却下し、又は棄却するときは、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。
- 2 このため、これらの場合については、審査請求に対する裁決の日と開示の実施の日との間に2週間以上置き、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。
- 3 本条は、裁決で非開示決定が変更された場合の規定であり、裁決で取り消された場合には、原処分を行った実施機関は、当該裁決の趣旨に沿って開示決定を行うこととなる。この開示決定は第14条に基づくものであり、第14条第5項が適用されることから、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上置かなければならない。

(第26条)

## 第26条 (他の制度との調整) 関係

第26条 法令の規定により開示を受けた個人情報について当該法令に訂正若しくは利用停止の請求の規定のない場合又は法令の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第21条第1項又は第24条の3第1項の規定を適用する。

### 第1 趣旨

本条は、自己の個人情報の訂正又は利用停止の手続が定められていない場合は、本条例を適用して手続を行うことを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 この条例で開示の対象となる個人情報について法令の規定により開示等を受けた場合であって、当該法令に訂正若しくは利用停止の請求の規定のないとき又は法令の規定により個人情報の内容が記録された免許証等の書類が既に本人に交付された場合、条例による開示を受けたものとみなし、訂正請求又は利用停止請求することができることを定めたものである。
- 2 本条の場合には、訂正請求者又は利用停止請求者は、当該個人情報の内容が記載されている免許証、許可証、通知書その他の書類を実施機関に提示するものとする。

(第27条)

## 第3節 是正の申出

### 第27条 (是正の申出) 関係

第27条 何人も、実施機関による自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の取扱いを是正すべき旨の申出をすることができる。  
2 前項の申出(以下「是正の申出」という。)は、本人が申し出ることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

### 第1 趣旨

本条は、何人も、実施機関が自己の個人情報を条例の趣旨、目的に照らして不適正に取り扱っていると認める場合には、その取扱いの是正の申出をすることができること及び代理人は本人に代わって是正の申出をすることができることを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

## 1 第1項関係

- (1) 「何人も」とは、第12条第1項の開示請求の場合と同じである。
- (2) 「実施機関による自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるとき」とは、実施機関が条例の趣旨、目的に照らして適切に取り扱っていないと認める場合をいう。
- なお、第24条の3第1項に規定する条例違反が認められるときは、利用停止請求権を行使することができるものである。
- (3) 「是正すべき旨の申出をすることができる」とは、実施機関の個人情報の取扱いが不適正であると認める場合に、実施機関に対して容易にそのことを主張し、働きかけができることを保障したものである。
- なお、是正の申出は、請求権の行使として行われるものではないので、これに対する第29条及び第30条第4項の通知は行政処分ではなく、行政不服審査法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象とはならない。
- (4) 本条により個人情報の取扱いの是正の申出ができるのは、自己の個人情報の取扱いについてのみであり、第三者の個人情報の取扱いについては、本条の適用はない。

## 2 第2項関係

本項は、第12条の開示請求と同様に例外として代理人による申出を認めることを定めたものである。

(第28条)

## 第28条（是正の申出の方法）関係

第28条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した是正申出書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正の申出に係る個人情報の取扱い及び是正の内容
- (4) 代理人によって是正の申出をする場合は、その理由
- (5) その他規則で定める事項
- 2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に、自己が当該是正の申出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、自己の個人情報の取扱いに対する是正の申出をする場合の具体的な方法を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、是正の申出は、実施機関に対して施行規則第20条第1項の是正申出書を提出することにより行わなければならないことを定めたものである。
- (2) 是正申出書の提出は、実施機関の窓口を持参して行うほか、送付によっても行うことができる。
- なお、病気や身体に障がいがあるなどの理由により、本人が来庁できない場合には、第27条第2項により代理人による開示請求も認められている。
- (3) 第1号関係  
「氏名及び住所」とは、情報の本人又はその代理人の氏名及び住所をいう。
- (4) 第2号関係  
「特定するために必要な事項」とは、開示を受けた個人情報を記録した公文書等の名称等をいう。
- (5) 第3号関係  
「是正の内容」とは、個人情報の取扱いをどのように是正をすべきかについての内容をいう。
- (6) 第4号関係  
「代理人によって是正の申出をする場合は、その理由」は第13条第1項第3号を準用する。
- (7) 「その他規則で定める事項」とは、施行規則第20条第2項で定めた事項をいう。

#### 2 第2項関係

「本人又はその代理人であることを証明する書類」とは、第13条第2項の開示請

求の場合を準用する。

- 3 是正申出書の受付等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第29条)

## 第29条（是正の申出に対する措置等）関係

第29条 実施機関は、前条第一項の是正申出書が提出されたときは、速やかに、必要な調査を行った上で、是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対して、処理の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、是正の申出の趣旨に沿った処理を行わないときは、その理由を付記しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、前条の是正の申出に対する実施機関の処理手続を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 「速やかに」とは、個人情報の取扱いの是正の申出の内容に応じ、必要な調査期間及び処理期間等を勘案した合理的期間内をいう。
- 2 「必要な調査を行った上で」とは、是正の申出をした者（以下「是正申出者」という。）が是正を求める個人情報の取扱いが実際に行われているかどうか、その取扱いが条例の趣旨、目的に照らして不適正なものであるか等についての調査をいう。
- 3 「是正の申出に対する処理」とは、個人情報の取扱いの是正の申出の趣旨に沿って当該個人情報の取扱いの是正をすること、当該個人情報の取扱いの基本的な方向を定めること及び個人情報の取扱いの是正の申出に理由がないとして当該個人情報の取扱いを変更しないこと等の措置が考えられる。
- 4 「書面により」とは、施行規則第21条第1項の様式により行う。
- 5 是正の申出に対する処理等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第30条)

## 第30条（是正の再申出）関係

第30条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、当該通知のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、実施機関に対して、再申出をすることができる。

- 2 第27条第2項及び第28条の規定は、前項の再申出（以下「是正の再申出」という。）について準用する。
- 3 実施機関は、是正の再申出があったときは、是正の再申出の趣旨に沿った処理を行う場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該是正の再申出に対する処理を行い、是正の再申出をした者に対して、処理の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、是正の再申出の趣旨に沿った処理を行わないときは、その理由を付記しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、前条により通知された是正の申出に対する処理内容に不服がある場合の具体的手続を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、是正の申出に対する通知を受けた者が、当該通知に係る処理内容に不服がある場合には、是正の再申出ができることを定めたものである。
- (2) 「前条の規定による通知を受けた者」とは、前条の是正の申出に対する通知を受けた者に限られるという趣旨である。
- (3) 「当該通知の内容に不服があるとき」とは、実施機関が行った個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理内容の全部又は一部について不服がある場合をいう。
- (4) 「当該通知のあったことを知った日」とは、是正申出者が前条の是正の申出に対

する処理内容を現実に知った日をいうが、当該通知が是正申出者の住所に郵送されることにより社会通念上処理内容を知り得る状態に置かれたときは、知った日に該当する。

## 2 第2項関係

(1) 本項は、是正の申出の場合と同様に、代理人による是正の再申出ができること及び個人情報の取扱いの是正の再申出は、実施機関に対して是正再申出書（施行規則様式第16号）を提出することにより行わなければならないことを定めたものである。

(2) 是正再申出書の受付等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

## 3 第3項関係

(1) 本項は、第1項の是正の再申出に対する処理を行う際に、公正な判断を確保するため、実施機関は、あらかじめ審議会の意見を聴くことを定めたものである。

(2) 「再申出の趣旨に沿った処理を行う場合」とは、第28条の申出に対する通知の内容の変更の通知を行い、再申出者の申出内容に沿った処理を行う場合をいう。

(3) 諮問に関する事務手続については、諮問要領に基づいて行う。

## 4 第4項関係

(1) 本項は、実施機関が是正の再申出に対する処理を行う場合には、審議会の答申を十分尊重しなければならないこと及び是正の再申出の趣旨に沿った処理を行わないときは、その理由を付記することを定めたものである。

(2) 「書面により」とは、施行規則第21条第2項の様式により行う。

(3) 是正の再申出に対する処理等に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第31条)

## 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

### 第31条（事業者による措置）関係

第31条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、法令に即して個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、第4条の事業者の責務を踏まえ、事業者が個人情報を取り扱う際には、各業態別に定められた個別の法令を遵守し、積極的に個人情報保護のため必要な措置を講じるよう定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

「法令に即して個人の権利利益を保護しなければならない」とは、事業者は事業を行うにあたり法令を遵守する必要があるが、それらの法令の中には個人の権利利益の保護を求めるものもあり、それらの法令をはじめ、様々な法令を遵守することを通じて、必要な個人情報の保護を行うことを義務づけたものである。

(第32条)

### 第32条（指針の作成等）関係

第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。

2 知事は、事業者に対して、前項の指針を勘案して、必要な指導及び助言を行うことができる。

#### 第1 趣旨

本条は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるよう、知事は事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「指針」という。）を作成し、公表すること並びに指針に基づいて事業者を指導及び助言することを定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

##### 1 第1項関係

(1) 本項は、事業者に対する指導及び助言に当たり、事業活動との調整や当該指導及

び助言の実効性を確保するため、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、指針を作成し、公表することとしたものである。

- (2) 「鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて」とは、審議会の諮問し、答申を得てという意味である。

なお、諮問に関する事務手続については、諮問要領に基づいて行う。

- (3) 「公表」は、施行規則第22条に基づき、鳥取県公報に登載して行う。

- (4) 「準拠すべき指針」とは、OECD（経済協力開発機構）が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（1980年）で示した8原則や特定の事業分野を対象とする国の指導通達等を踏まえ、審議会に意見を求めて作成した指針をいう。

なお、本項に基づいて、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（平成11年9月28日付鳥取県告示第633号）を作成し、公表している。

## 2 第2項関係

- (1) 本項は、前項の指針に基づいて、事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる旨を定めたものである。

- (2) 指導及び助言は、必ずしも事業者による個人情報の不適正な取扱い（以下「不適正取扱い行為」という。）を前提として行われるものではなく、むしろ不適正取扱い行為がないように予防的な措置として行われるものである。

- (3) 「不適正取扱い行為」とは、個人情報を違法又は不正な手段により収集し、適正な管理を怠り、若しくは正当な理由なく目的外に利用ないし外部に提供する行為をいう。

- (4) 指導及び助言に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

（第33条）

## 第33条（報告及び公表）関係

第33条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の報告又は資料の提出をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

### 第1 趣旨

本条は、事業者による不適正取扱い行為の疑いがあるときに知事が行う手続を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

#### 1 第1項関係

- (1) 本項は、事業者による不適正取扱い行為の疑いがあるときに、知事が当該事業者に対し報告又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。

なお、本条は、不適正取扱い行為の一部又は全部が県内で行われるときに適用され、事業者の主たる事務所の所在地が県内にあるか否かを問わない。

- (2) 「この条例の施行に必要な限度において」とは、前条に基づき作成し公表した指針の内容を考慮して、不適正取扱い行為の疑いがあるときに、それが不適正か否かを判断し得る事実関係を明らかにするために必要な範囲をいい、当該個人情報の取扱いに関連のない事項まで報告又は資料の提出を要請することはできない。

- (3) 「報告又は資料の提出を求めることができる」とは、事業者による不適正取扱い行為の疑いがあるときに、事実関係を明らかにするため、必要な範囲で文書又は口頭による報告又は資料の提出を求める権能を明らかにしたものであるが、県の立ち入り調査権まで定めたものではない。

#### 2 第2項関係

- (1) 本項は、前項により、知事が事業者に対し報告又は資料の提出を求めた場合に、当該事業者が正当な理由なく拒否したときは、その旨を公表できることを定めたものである。

- (2) 「正当な理由なく」とは、回答を拒否することについて、企業秘密に該当すると認められる場合などの合理的な理由がないことをいう。

- (3) 「公表」とは、施行規則第23条に基づき、鳥取県公報に登載して行う。

- 3 報告及び資料の提出の要請並びに公表に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

### 第34条（勧告及び公表）関係

第34条 知事は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

#### 第1 趣旨

本条は、事業者による著しい不適正取扱行為があると認めるときに知事が行う手続を定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

##### 1 第1項関係

- (1) 本項は、事業者による著しい不適正取扱行為があると認めるときに、知事が当該事業者に対し勧告することができることを定めたものである。
- (2) 「著しく不適正である」とは、前条第1項の調査の結果、不適正取扱行為を行っていることが明らかで、かつ、著しく個人の権利利益を害すると認められる場合をいう。
- (3) 「是正」とは、個人の権利利益を侵害している状況がないよう不適正取扱行為を改めることをいう。
- (4) 「勧告する」とは、事業者に対し、行政指導として、不適正取扱行為を是正するよう求めることをいう。
- (5) 勧告に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

##### 2 第2項関係

- (1) 本項は、前項により知事が当該事業者に対し勧告するときは、審議会に諮問するとともに、当該事業者に弁明の機会を与えなければならないことを定めたものである。
- (2) 「鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴く」とは、審議会に諮問し、答申を得てという意味である。  
なお、諮問に関する事務手続については、諮問要領に基づいて行う。
- (3) 「弁明の機会を与えなければならない」とは、公表は事業者に不利益を与えるものであることから、事業者に弁明する機会を与え、適正な手続を保障するためである。
- (4) 弁明書の提出等弁明に関する事務手続については、施行規則第24条に基づいて行う。

##### 3 第3項関係

- (1) 本項は、第1項の勧告に事業者が従わないときは、その旨を公表することを定めたものである。
- (2) 「勧告に従わないとき」とは、勧告後も当該取扱いを反復継続して行う等勧告に従わない意思が明白である場合や合理的期間内に必要な是正措置を講じなかった場合をいう。
- (3) 「公表」とは、施行規則第25条に基づき、鳥取県公報に登載して行う。

- 4 勧告及び公表に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

### 第35条（苦情の処理）関係

第35条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、速やかに、これを処理しなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の申出について、知事が適切かつ迅速に処理すべきことを定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

- 1 本条の苦情の申出は、事業者が取り扱う個人情報全般に及び、また、その申出者に制限はない。
- 2 苦情の申出の方法は、書面、口頭等形式の別を問わない。
- 3 「処理しなければならない」とは、県は苦情の申出を受けた場合は、情報の収集に努め、苦情の内容によっては、第33条及び第34条による調査、勧告等を行い、事案に応じた適切な処理を行うことをいう。  
なお、苦情の申出者が県の調査に協力しない場合で十分情報が得られないときはこの限りでない。
- 4 苦情の申出に対する処理に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第36条)

## 第36条（国等との協力）関係

第36条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

### 第1 趣旨

本条は、事業者が取り扱う個人情報に関して個人の権利利益を保護するため必要がある場合は、国又は他の地方公共団体に協力を要請することを定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 「必要があると認めるとき」とは、県域を越えて展開される事業者の活動に対しては、条例の効力が及ばない場合があることから、効果的に個人の権利利益の保護を図るため、本県から国や他の地方公共団体に協力を求める必要がある場合や本県に対する国等からの協力の求めに応ずる必要がある場合をいう。
- 2 「協力」を求める内容は、事業者団体への関係省庁による行政指導、他の地方公共団体に所在する事業者の調査、不適正取扱行為の是正指導等である。
- 3 「国等の協力の要請に応ずる」とは、知事は、条例に基づく可能な措置を講ずることである。
- 4 国等との協力に関する事務手続については、取扱要綱に基づいて行う。

(第37条)

## 第4章 鳥取県個人情報保護審議会

### 第37条（鳥取県個人情報保護審議会）関係

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第6条第3項第4号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。
  - (2) 第25条第1項及び第30条第3項に規定する諮問に応じて審議すること。
  - (3) その他この条例の運用に関する重要事項について、実施機関に意見を述べること。
- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
  - 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
  - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第1 趣旨

本条は、条例でその権限に属すると規定された事項を行い、また条例の運用に関する重要な事項について実施機関に意見を述べるため、知事の附属機関としての審議会の設置を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用



- 1 第1項関係  
審議会の所掌事務は次のとおりである。
  - (1) 実施機関が次に掲げる場合において行う諮問に応じ、意見を述べること。
    - ア 第6条第3項第4号関係  
個人情報取扱事務の登録簿への登録を免除する場合
    - イ 第7条第2項第2号及び第5項関係
      - (ア) 取扱制限情報の範囲を定める場合
      - (イ) 取扱制限情報を収集できる場合
      - (ウ) 本人以外から個人情報を収集できる場合
    - ウ 第8条第2項関係  
個人情報を収集目的以外の目的に利用し、又は提供することができる場合
    - エ 第32条第1項関係  
「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」を作成する場合
    - オ 第34条第2項関係  
事業者による著しい不適正取扱行為に対する是正の勧告をする場合
  - (2) 実施機関が次に掲げる場合において行う諮問に応じて審議すること。
    - ア 第25条第1項関係  
行政不服審査法に基づく審査請求があり、実施機関が諮問した場合
    - イ 条例第30条第3項関係  
是正の再申出があり、実施機関が諮問した場合
  - (3) 条例の運用に関する重要な事項について意見を述べること。
- 2 第6項関係  
本項は、審議会の委員は、地方公務員法上守秘義務を負わないものであるが、審議会の機能にかんがみ、審議会の委員に対し守秘義務を課したものである。
- 3 第7項関係  
本項は、審議会の組織及び運営に関し、本条に定めたもののほか必要な事項について規則で定めることとしたものであり、本項に基づき鳥取県個人情報保護審議会規則（平成11年3月鳥取県規則第2号。以下「審議会規則」という。）を定めている。
- 4 審議会規則第5条により審議会が定めた審議会の運営に関し必要な事項については、運営要領を定めている。

（第37条の2）

### 第37条の2（審議会の調査権限）関係

- 第37条の2 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報記録された公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。
- 2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
  - 3 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
  - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
  - 5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
  - 6 前各項に定めるもののほか、審議会は、第37条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### 第1 趣旨

- 1 本条は、審議会は実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報記録された公文書等の提示を求めるなど、審議のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 第1項関係  
審議会は、迅速かつ適切な判断を行うため、審査請求に係る個人情報記録された公文書等を実際に見て実施機関が行った開示・非開示の判断の妥当性や開示範囲について適切かどうか等について審議をすること（インカメラ審議）が必要であることから、審議会は必要があると認めるときは、「審査請求に係る個人情報記録された公文書等」そのものについて、諮問を行った実施機関に対し、提示を求めることができることを明記したものである。
- 2 第2項関係  
諮問を行った実施機関は、審議会から第1項による求めがあったときは、必ず当該公文書等を提出しなければならない義務を課したものである。
- 3 第3項関係  
審査請求に係る公文書等が大量である場合、複数の非開示情報が援用されている場合等にあつては、当該事案の論点を明確にし、迅速かつ的確な判断を行うため、その都度、審議会の指定する方法により分類、整理した資料を作成して、提出することを定めたものである。
- 4 第4項関係  
「その他必要な調査」とは、審議会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。
- 5 第5項関係  
他の審査関係人から提出された資料等の内容を確認することにより、より実効的な意見の表明等が可能とするものであり、送付により第三者の権利・利益を害するおそれ等がある場合等を除き、資料等を提出した審査関係人以外に当該資料等を送付することとしたものである。
- 6 第6項関係  
以上のほか、審議会には、必要に応じた調査権限があることを明記したものである。

（第37条の3）

### 第37条の3（意見の陳述）関係

（意見の陳述）  
第37条の3 審議会は、審査関係人から申立てがあつたときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。  
2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

- 第1 趣旨  
審議会は審査請求人等から口頭で意見を述べたい旨の申立てがあつたときは、必要に応じてその機会を与えなければならないことを定めたものである。
- 第2 解釈及び運用  
「補佐人」とは、審査請求事案についての専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいう。

（第37条の4）

### 第37条の4（意見書等の提出）関係

（意見書等の提出）  
第37条の4 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。この場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人は、その期間内にこれを提出しなければならない。  
2 審議会は、前項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 第1 趣旨  
本条は、審査請求人等は審議会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### (1) 第1項関係

「意見書又は資料を提出することができる」とは、審査請求人等が審議会に対して意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

### (2) 第2項関係

他の審査関係人から提出された資料等の内容を確認することにより、より実効的な意見の表明等が可能とするものであり、送付により第三者の権利・利益を害するおそれ等がある場合等を除き、資料等を提出した審査関係人以外に当該資料等を送付することとしたものである。

(第37条の5)

## 第37条の5 (答申書の送付等) 関係

(答申書の送付等)

第37条の5 審議会は、第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人又は是正の再申出をした者に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

### 第1 趣旨

審議会が答申を行ったときは、審査請求人等へ答申書の写しを送付すること及び審議会が適切と認める方法により答申の概要を一般に公表すべきことについて定めたものである。

### 第2 解釈及び運用

審議会が答申を行ったとき、審査請求人及び参加人へ答申書の写しを送付するとともに、答申の概要を一般に公表すべきこととしたのは、審議会における審議の経過等の透明性を担保するためである。

(第38条)

## 第5章 雑則

### 第38条 (適用除外) 関係

第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
  - (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
  - (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
  - (4) 鳥取県統計調査条例(昭和25年3月鳥取県条例第7号)に基づく統計調査によって集められた個人情報
  - (5) 鳥取県公文書等の管理に関する条例(平成23年鳥取県条例第52号)第2条第4号に規定する特定歴史公文書等(以下「特定歴史公文書等」という。)に記録されている個人情報
  - (6) 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等(特定歴史公文書等を除く。)に記録されている個人情報
- 2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)
  - (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
  - (3) 漁業法(昭和34年法律第267号)第50条に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

## 第1 趣旨

本条は、条例の適用除外となる個人情報について定めたものである。

## 第2 解釈及び運用

### 1 第1項関係

#### (1) 第1号から第4号関係

第1号から第4号は、条例が個人に着目した使用が行われる可能性がある個人情報を対象としているのに対し、統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、一般に個人が識別できない形で処理され、使用されることが前提とされていること及び統計法等において秘密の保護、目的外の使用の禁止、適正管理等の所要の保護措置が講じられていることから、条例を適用しないこととしたものである。

ただし、統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告については、専ら行政目的に使用されるもの及び統計目的と行政目的の両方に使用されるものがあり、この場合には、条例の適用を受ける。

#### (2) 第5号関係

特定歴史公文書等に記録されている個人情報は、鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）により管理されるため、適用除外としているものである。

#### (3) 第6号関係

ア 本号は、図書館等の施設が一般の利用に供することを目的として収集、整理及び保存している個人情報については、当該施設の固有の目的のために管理され、当該施設の利用規程等により閲覧等の手続が定められていることから、条例を適用しないこととしたものである。

イ 「一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等に記録されている個人情報」とは、図書館等が一般の閲覧に供することを目的として収集し、整理し、及び保存されている図書、刊行物等に記録されている個人情報をいう。したがって、図書館等が管理している個人情報であっても、一般行政事務のために管理している個人情報及び一般の閲覧に供することを予定していない個人情報については、条例の適用を受ける。

### 2 第2項関係

#### (1) 第1号関係

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を第2章第2節の適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから適用除外としている。

ウ 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第48条の2第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有するものに限定されており、恩赦に係る個人情報は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

オ 刑の執行等に係る個人情報については、第2号の「訴訟に関する書類」に記録されているものも一部あるが、それ以外の公文書にも記載されているため、本項において適用除外としたものである。

なお、刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」に限る。

#### (2) 第2号関係

ア 刑事訴訟法は、訴訟に関する書類について、事件終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めていること、この閲覧を拒否された場合の審査請求については準抗告の手續によるとされていること、また、公判調書の記載の正確性について、検察官、被告人又は弁護人が裁判所に異議を申し立てる制度が設けられていること等、これらの書類の開示・非開示等の要件及び手續については独自の完結した体系的な制度が確立している。したがって、これらの書類に記載された個人情報の開示・非開示等については、条例ではなく、刑事司法手續として裁判所の判断によるべきものとして適用除外としたものである。

イ 「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手續関係書類が含まれる。

なお、裁判所や検察庁で保管している書類に限らず、司法警察職員等の保管しているものも含まれる。

ウ 「押収物」とは、刑事訴訟法等の規定により、司法警察職員等が強制的な権限により占有を取得した証拠物又は没収の対象物をいい、差押え（刑事訴訟法第218条・第220条）、任意に提出した物の領置（同法第221条）によるもの等が含まれる。

#### (3) 第3号関係

ア 免許漁業原簿への登録制度は、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために漁業権等を公に表示し、又は証明する制度であって、独自の完結した体系を持つものであるため、本条例による開示等に関する規定を適用しないこととしたものである。

イ 「免許漁業原簿」とは、漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限等についての登録を行うために知事が備え付けておくものをいう。

(第39条)

### 第39条（運用状況の公表）関係

第39条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、知事は、条例の運用状況を公表しなければならないことを定めたものである。

#### 第2 解釈及び運用

1 「公表」は、毎年度5月末日までに、前年度の運用状況について、施行規則第26条に基づき、鳥取県公報に登載して行う。

2 公表する事項は次のとおりとする。

(1) 開示請求及び訂正請求の件数

(2) 開示請求及び訂正請求の処理状況

(3) 是正の申出及び是正の再申出の件数

(4) 審査請求の件数

(5) 審査請求の処理状況

(6) その他必要な事項

3 運用状況の公表に関する事務手續については、取扱要綱に基づいて行う。

(第40条)

### 第40条（規則への委任）関係

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 1 趣旨

本条は、条例の施行に際して必要な事項を規則で定めることとしたものである。

## 第 2 解釈及び運用

本条により、鳥取県個人情報保護条例施行規則を定めている。

(第 4 1 条)

# 第 6 章 罰則

## 第 4 1 条関係

第 4 1 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 1 1 条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

## 第 1 趣旨

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る公文書等を提供することを処罰するものである。

個人情報の保有は、実施機関による適正な県政の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、実施機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、県民の実施機関における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適性かつ円滑な県政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。このため、本条は、電子計算機処理可能な形で個人の秘密を漏らした者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第 6 0 条第 2 号等）に加重して罰則を科すものである。

## 第 2 解釈及び運用

- 1 「実施機関の職員」とは、第 2 条第 4 号における解釈と同じである。過去に「職員であった者」をも処罰の対象とする理由は、職を辞めた場合においても、在職中に取得した個人の秘密に属する個人情報の保護の必要性に変わりがないからである。
- 2 「第 1 1 条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者」をも処罰の対象とするのは、実施機関が事務事業の実施に関し個人情報の委託等している場合、個人情報の保護を徹底するには、受託事務の従事者等や公の施設の管理を行う指定管理管理者の事務従事者等に対しても、実施機関の職員と同様の厳しい規律を確保する必要があるためである。
- 3 本条の罪は、「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。「正当な理由」がある場合とは、個人情報取扱事務の目的の範囲内で提供する場合や、第 8 条第 1 項各号に基づいて提供する場合が挙げられる。
- 4 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られていないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の 2 つの要素を具備しているものをいう。
- 5 「一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、電子計算機を用いて検索することができるように、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものをいい、マニュアル（手作業）処理に係るものは本条の罪の対象ではない（地方公務員法第 6 0 条第 2 号の守秘義務違反に対する罰則の対象となる）。電子計算機処理に係るものに対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反よりも厳しく処罰することとしたものである。
- 6 「（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」と規定することにより、個人情報の記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。  
電子計算機処理に係る個人情報の記録媒体を職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に保有しているものではないため、条例で定義する「公文書」

に該当しないことになるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

7 「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したのも、特定の個人情報を用いて電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

8 「提供」とは、本罪の対象となる公文書等を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報を管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもありうる。

(第42条)

## 第42条関係

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書等に記録された個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関の職員等が、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

### 第2 解釈及び運用

1 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

2 「公文書等に記録された個人情報」の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。

3 本条の罪の対象は、2のとおり、個人の秘密に限られず広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定したものである。

「提供」とは、前条と同義である。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

(第43条)

## 第43条関係

第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 第1 趣旨

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

### 第2 解釈及び運用

1 「実施機関の職員」とは、第2条第4号における解釈と同じである。

なお、本条は、職権の濫用を要件としていることから、受託業務の従事者等を対象としていない。

2 「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。「職権を濫用して、…収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

3 「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ること

を含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。

- 4 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的を持って収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

(第44条)

## 第44条関係

第44条 第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 第1 趣旨

本条は、審議会の委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

### 第2 解釈及び運用

審議会の委員には、第37条第6項により守秘義務が課されているが、同委員は特別職であり、地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則は適用されないため、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

(第45条)

## 第45条関係

第45条 第41条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

### 第1 趣旨

本条は、第41条から第44条までの罪について、県の区域外で犯した者についても適用することを定めるものである。

### 第2 解釈及び運用

条例の地域的効力は、県の区域内に限られるのが原則であるが、職員等がこれらの罰則の構成要件に該当する行為を県外で行った場合でも、個人の権利利益の侵害の程度は同等であることから、県外犯にも罰則の効力が及ぶことを規定上明らかにしたものである。

(第46条)

## 第46条関係

第46条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

### 第1 趣旨

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

### 第2 解釈及び運用

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。